

平成 23 年

第 6 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 23 年 6 月 14 曰
至 平成 23 年 6 月 21 曰

飯 館 村 議 会

平成23年第6回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	6. 14	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議
第2日	6. 15	水	休 会		議案調査
第3日	6. 16	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～3番）
第4日	6. 17	金	休 会		議案調査
第5日	6. 18	土	休 会		議案調査
第6日	6. 19	日	休 会		議案調査
第7日	6. 20	月	休 会		議案調査
第8日	6. 21	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成23年6月14日

平成23年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）



平成23年第6回飯館村議会定例会議録（第1号）						
招集年月日	平成23年6月14日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成23年6月14日 午前10時01分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎		11番 志賀毅	
職務出席者	事務局長 但野誠		書記 菅野久子		書記 今井一起	
○出席 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委会长	菅野宗夫	○	農委局長	高橋一清	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年6月14日(火)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 村長の提案理由の説明

日程第 4 議案第44号 平成23年度飯館村一般会計補正予算(第3号)

()

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成23年第6回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

○ 本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、条例案件3件が提出されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、村長より平成22年度財団法人飯館村振興公社の決算状況について議長に提出されております。

次に、監査委員より4月分及び5月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○ 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第44号から議案第47号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成23年第6回飯館村議会定例会を招集いたしましたとこ

る、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今、村は一刻も早い原発事故の収束を願いながら、さらには国の本格的な復旧・復興予算の早期成立を望むものであります。

初めに、村の避難状況でございますが、6月10日現在の避難状況は、6,177人の村の人口のうち5,655人の92%が避難あるいは避難先が決まっている、こういうことでございます。残り522人がそれぞれの事情により村に残っている状況でございます。避難者5,655人の内訳でありますが、親戚などに自主避難した方は1,054人、次に村手配の旅館であったり公営住宅、公務員官舎などに避難された方は1,462人、さらにみずから物件を探し県借り上げとした借り上げ住宅が3,139人の計5,655人が避難先を確保したということでございます。村は、優先世帯以外の全世帯の避難先を調整し、順次避難を進めているところであります、今後はできるだけ早期に全世帯が避難できるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、村役場機能でございますが、福島市に大変お世話になり、6月1日に飯野支所に飯館村役場飯野出張所を開設したところであります。これは、5月15日の避難開始以降、福島市方面に多くの村民が避難している状況を踏まえ、計画的に避難を進めるとともに、避難されている方の生活支援、行政サービスの確保に努めていくものであります。既に飯野出張所への先発隊といたしまして7名の職員を配置し、避難所への情報の提供、安否確認、健康相談など、本庁との連絡調整なども行っているところであります。また、一時避難先、いわゆる旅館とかホテルであります、このうち避難者が多い施設には緊急雇用職員を配置し、避難者の対応に当たっているところであります。

次に、村内の防犯体制でありますが、6月6日に「いいたて全村見守り隊」がスタートしたところであります。これは、計画的避難に当たり、盗難や犯罪等に対する不安が高まっていることから、村民が行政区ごとに全村を昼夜問わずパトロールするもので、見守り隊約370人が3交代の24時間態勢でパトロールするものであります。

さらに、ホームセキュリティーの設置でありますが、盗難防止のため、村内の希望される世帯にホームセキュリティーを設置し、常時監視態勢を強化することにいたしました。現在、全世帯を対象に設置にかかる意向調査を進めており、集計でき次第、早期の設置に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度のごみ収集の状況です。可燃ごみは364トンで、前の年より61トン、率にして20%の増。一方、不燃ゴミの方は39トンで、前の年より17トン、率にして30%の大幅な減となっており、このことは最終処分場の延命化につながっていると考えているところであります。また、資源回収は、プラスチック容器・包装を初め全体的には前年度並みの回収量となっているところであります。現時点では、計画的避難に伴い、ごみ排出量が急増している状況であります、今後のごみの収集・運搬処理体制については、屋外作業でございますので、避難状況の推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、税関係です。平成22年度の村税の収入状況でありますが、全体的には、景気の低迷、さらに東京電力福島第一原発事故に伴い、収入額、収納率とも前年度を下回る結果となっております。特に個人村民税については、前年比約16%の減と大幅に落ち込んでいるところであります。滞納繰越額については、合計で1億7,508万8,000円となっており、依

然として厳しい状況であります。

なお、今回の大地震発生を受けて、国税を初め県税、村税等の申告及び納期限というものが延長されているということであります。

また、現時点で計画的避難区域の地方税等の取り扱いが決定しておりません。このため、納税通知書については、当分の間、発送いたしませんので、ご了承願いたいと思います。地方税及び保険料の取り扱いについては、国県より方針が決定された後、改めてお知らせしたいと思います。

次に、健康福祉関係であります。原発事故による健康に不安を抱いている方が数多くいることから、5月21、22日にいちばん館におきまして、放射線量が高い3地区の18歳以上の方を対象に、東京大学医科学研究所のご協力を得て、健康診断と健康相談を実施したところであります。健診は2日間で約260名の受診者数でしたが、約2カ月にわたり屋内での生活によるストレスと運動不足により血圧の高い方が多いと健診に当たった東京大学の上教授の評価を得たところでございます。

また、今後、全村民を対象に総合健診の内容に白血球数、リンパ球数、血小板数といった血液検査内容を付加し、健診を実施してまいりたいと思います。さらに、内部被曝に対し非常に不安を抱いている声も寄せられていますから、放射線量の高い地区民と他の地区民の中から、年代や職業別、男女別に十数名程度を抽出し、ホールボディカウンター検査を実施し、内部被曝の実態把握に努めてまいりたいと思っております。

次に、乳幼児健診でありますが、避難先でも健診が受けられるよう関係市町村と調整中であります。また、予防接種についても福島県医師会と契約をし、県内の医療機関で接種が受けられる体制を整えてきたところでありますが、県外に避難された方への健診と予防接種の対応が今後の課題となっているところであります。

次に、保育所でありますが、去る5月23日より川俣町の飯坂地内の旧JAの建物を借り上げ、入所児童7名により開所したところでありますが、受け入れ乳幼児数は、スペースや給食の関係で、最大9名と考えているところであります。

次に、医療保険、介護保険、障害者の自立支援サービスなど一部負担金の免除関係であります。福島原発から30キロメートル圏内の蕨平地区は3月15日以降、計画的避難区域に指定された飯舘村全域は4月22日以降から、来年の2月29日まで免除となったことに伴い、お知らせ版などにより周知を図ってまいりましたところでございます。

次に、産業振興関係であります。

まず、原子力災害にかかる補償・賠償対策でございますが、村では、去る4月12日に職員3名を補償対策班として配置し、放射線の継続的な観測とあわせて政府に対する補償・賠償の要求案や提言案を作成し、これまで4回ほどにわたって政府や関係省庁に対して提出しているところでございます。

具体的な内容でありますが、第1に、すべての補償・賠償の基礎として、村自身が本村の放射能汚染の程度、推移を知る必要があることから、3月28日の福島県による村内40カ所の環境放射線の測定を皮切りに、その後、ほぼ1週間間隔で村内20行政区の同じ場所で空間線量を測定し、お知らせ版に掲載しているところであります。また、4月20日以降は、

村内企業の屋内・屋外においても職員が訪問の上、線量を継続して測定し、その結果については各事業所にお知らせしているところであります。

第2に、政府に対する補償・賠償の要求・提言であります。本村では4月11日の政府による計画的避難区域の設定がなされる前に、4月7日に福山副官房長官の方から内閣総理大臣に、さらに4月9日には農林水産大臣に飯舘村で直接提言書などを渡しているところであります。また、4月16日、福山副官房長官の来村の折、5月6日の農林水産大臣への村長訪問の折、それから5月31日の原子力損害賠償紛争審査会での村長説明の折に、それぞれ要求書、提言書及び村の考える土壤クリーン国家プロジェクトなどの提案をさせていただいているとおりです。飯舘牛ブランドについての賠償などについての意見も述べさせていただいているところでございます。

第3に、その他の補償・賠償にかかる動向であります。本村は、福島県の主催する原子力損害に関する関係団体連絡会に参画することにより、避難区域の各市町村やJA、商工会等の関係団体との連絡、情報交換に努めているところでございます。また、去る5月16日には、村顧問であります鈴木弁護士事務所を訪問いたしまして、今後の補償・賠償対策について協議を進めることを確認するとともに、5月27日以降、週1回のペースで無料法律相談として個人や中小企業を対象として原子力災害賠償にかかる相談業務を実施しているところであります。既に6月9日までに16人の個人、企業の相談を受けているところでございます。

なお、今後は、原子力損害賠償紛争審査会による5月31日付で発表されました東京電力福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第2次指針を受けて開始される中小企業対象の仮払いや精神的損害のうち避難先を基準とした損害額、さらには風評被害や営業損害について、その把握に努めるとともに、具体的な賠償請求手法などについて収集した情報の提供を実施していきたいと考えております。

また、第1次指針、第2次指針で網羅されていない賠償項目については、今後とも村として関係省庁や紛争審査会に対して積極的に提案、要望を実施してまいりたいと考えております。

次に、土壤クリーン化プロジェクトについてでありますが、去る5月28日にいちばん館において、農林水産省が実施主体となって、ふるさとへの帰還に向けた取り組みとしてプロジェクトがスタートいたしました。プロジェクトの概要であります。事業費4億9,000万円が計上されまして、ヒマワリ等の吸収作物を用いた除染と処分方法や吸着剤などを活用したセシウム除去、作付する稲の分析、水田・畑の効率的な表土除去方法など8項目の実証研究が予定されているところであります。村としては、これらの実証研究が予定どおり進み、本格的な除染事業が年内中に進むことを期待しているところでございます。

次に、避難後の農機具の盗難防止についてでありますが、去る5月25日から村振興公社堆肥センターを保管場所として、田植機、コンバインなど68台の農機具を受け入れているところでございます。

次に、家畜の避難であります。5月19日に原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式が示されました。25カ月齢以上の繁殖牛が100万円を超える評価額で、予想していた評

価額より高額なものでありました。このような中、避難先で引き続き繁殖牛を飼養する農家は現在のところ7戸でありまして、うち県内で飼養する農家は6戸、県外が1戸という状況であります。村といたしましては、長年かけて築き上げた飯舘牛ブランドの継承のために、優良雌牛導入農家に対し導入経費の一部を助成し、家畜の避難に努めているところであります。

次に、教育委員会関係であります。

まず、震災後の各学校の状況であります、3月11日以降、児童生徒の安全確保のため、春休みを除き臨時休業といたしました。この措置により、予定されておりました幼稚園の卒園式と小学校の修・卒業式、中学校の終業式はすべて中止となつたわけであります。

新学期は、児童生徒の健康を守るために、川俣町及び川俣高校の協力をいただきまして、川俣幼稚園に草野幼稚園、富田幼稚園に飯舘幼稚園、川俣中学校に三つの小学校、川俣高校に飯舘中学校を移しまして、4月21日から授業を行っております。これに先立ちまして、4月20日に飯舘中学校で合同の入学式を開催し、子供の門出をお祝いしたところであります。子供たちは新しい環境の中で緊張の中にも落ち着いた学校生活を送っており、川俣町、川俣高校のご協力、先生方のご努力に改めて感謝を申し上げるところでございます。

村が計画的避難区域になったことで村外での学校運営も長期化が避けられないと考えております、現在、川俣町あるいは川俣高校と2学期以降の施設借用について協議を行っていたところでありますが、先日、オーケーが出たところでございます。

また、相馬農業高等学校飯舘校も5月18日から福島県教育センターで授業を再開しております。全校生78名が真剣に学んでいるという報告を受けており、安堵しているところであります。

その他、スクールバス、学校給食、一時預かり保育につきましても、限られた環境の中で保護者及び議会のご理解とご協力もいただきながら運営しており、いずれもおおむね、ますます順調に推移しているところであります。

次に、生涯学習関係でありますが、平成23年度の主要プロジェクトの公民館建てかえ事業は、計画的避難ということで、本年度の執行は中止となる状況であります。しかし、避難区域が解除となり次第、速やかに再着手できるよう関係機関等と調整し、準備を進めているところであります。

社会教育団体など生涯学習関係団体がございますが、一部の団体を除きまして、ほぼ活動は休止をしている状況であります。ただ、福島駅伝については、県等が開催の方向で検討しているようありますので、参加の有無も含めて今後協議を重ねてまいりたいと思っているところであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第44号は、平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）であります。既定予算の総額から7億20万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を47億3,917万7,000円といたしました。歳出の減額内容は、6月3日の村議会災害対策特別委員会でご説明をしたとおりでありますが、事業の中止、事業の見直し内容を今回の補正予算に反映させておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

歳出の内訳でありますと、総務費として総務管理費がマイナス6,041万2,000円、民生費として、社会福祉費がマイナス673万4,000円、児童福祉費がマイナス1,037万4,000円、衛生費として、保健衛生費がマイナス504万7,000円、清掃費がマイナス445万7,000円、水道費がマイナス3,975万3,000円などでございます。労働費として、労働諸費がマイナス5,455万6,000円です。農林水産業費として、農業費がマイナス8,733万2,000円、林業費としてマイナス7,086万9,000円であります。商工費として、商工費のマイナス2,259万6,000円。土木費としても、土木管理費がマイナス547万5,000円、道路橋梁費がマイナス5,994万5,000円、河川費がマイナス195万6,000円、住宅費がマイナス2,150万円。消防費として、この消防費の中の災害対策費として1億4,535万9,000円、これはプラスであります。教育費として、教育総務費がマイナス13万5,000円、小学校費がマイナス2億8,822万2,000円、中学校費がマイナス665万円、幼稚園費がマイナス155万円、社会教育費がマイナス6,869万7,000円、保健体育費がマイナス245万円。公債費は、財源更正であります。諸支出金として、普通財産取得費がマイナス2,685万円を計上いたしました。

なお、歳入は、村税の減額、さらにはこれら事業減額に伴い、国県支出金等の減額に伴い、不足財源については財政調整基金を充当するものでございます。

議案第45号は、平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額から3,975万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億5,363万9,000円といたしました。歳出の内訳は、センター地区の排水管布設工事と大倉の営農飲雜用水の施設の水源調査業務を中止、減額するものであります。

議案第46号は、平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額に1,837万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を6億401万2,000円といたしました。歳出の主な内容は、平成22年度の国庫支出金の確定により返還金を計上しております。

議案第47号は、飯館村税条例の一部を改正する条例であります。これは、東日本震災による地方税法の一部改正に伴い、主な改正は、住宅や家財などにかかる損失の雑損控除について平成23年度住民税で適用を可能とするものであります。

議案第48号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは、東日本震災による所得申告の期限延長に伴いまして、平成23年度の普通徴集にかかる国民健康保険税の納期について、第1期の納期を8月とし、全体の終期を2月までの7期とするものであります。

議案第49号は、飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例であります。これは、東日本震災による所得申告の期限延長に伴い、平成23年度の普通徴集にかかる国民健康保険税の納期について、第1期の納期を8月とし、全体の納期を2月までの7期とするものでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時32分)

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

○日程第4、議案第44号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第44号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 補正予算、歳出の方で若干確認をしながら議論をさせていただきます。

まず、27ページ、20番扶助費、子育てクーポン交付事業。さきの特別委員会の議論のときに、むしろ支援をすべきでないかというお話がございました。これについて、減額補正、中止するということについての見解をまず求めたいと思います。

それから、37ページ、15番の工事請負費、マイナス400万円の治山施設整備工事の減額補正です。これは須萱の高橋さん宅の後ろというふうに前にありましたが、梅雨どきになりまして、裏山の土砂崩れ、被害が大きくなるという心配をすることないのかどうか、中止によって、そのことについて伺います。

それから、43ページ、11番需用費の修繕料、村あっせん住宅の修繕費ということで、237万円の中で198万円、修繕費用ということで計上したということであります。基本的に、村あっせん住宅、私、建主の方で修繕ということが妥当な支出なのかなと思っておりますが、これについての見解をまず伺います。

それから、7番賃金の中で、作業人夫ということで村道草刈り、1級から2級の草刈りを実施するということで、600万円の補正でございます。19ページに同じく補正ということで、県支出金の中で土木管理委託金、道路維持補修費委託料、国・県道の草刈りの減額補正312万円がございます。ということは、国とか県道については減額し、村道についてはここに計上するということになっておりますが、同じく村の中に走る道路の中で国・県道はしないで村道だけするということで、いささか不都合が生じないかどうか、それについて伺うものであります。

それから、45ページ、13番委託料、内部被ばく検査業務、ホールボディカウンターですね、20名ということでありました。これは、非常に私は重要なことだと思っています。今後、調査の結果をどのように生かしていくのかということと、対象人数が20名ということで、千葉の放射線医学研究所の方に委託して検査をするということであります。この20名の抽出について、もう少し詳しくお伺いをできればと思っています。

それから、47ページの13番委託料、これはたしかエアコンの減額でした。それから、15番の工事請負費、学習環境整備費、中学校エアコン、それからその後ろの49ページ、幼稚園のエアコン。それぞれ、こういう状況で村内の学校が使用できないということでエアコン工事の減額ということでございました。今お世話になっております川俣のそれぞれの地

区でも暑さはここよりもむしろ厳しいのだろうなというふうに思っております。前の臨時議会で扇風機の補正がございましたが、もう少し環境を上げるために工夫ができないのだろうかなというふうに思っております。

以上、あわせてお伺いをします。

村長（菅野典雄君） クーポン券についてお答えをさせていただきます。

クーポン券、いわゆる村内で流通する地域通貨的な発想で、これまでに五、六年やってきたわけでありますけれども、今回こういう避難になったのでできないのではないか、こういうことになりましたが、この前の委員会でも、やはり続ける方法はないのかと、こういうことであります。

何とか続けたいと思いますが、公平・公正なり何なりをどういうふうにしたらいいか、あるいは皆さん方に喜ばれるようにどうしたらいいか、なかなか今考えている余裕がないものですから、もうちょっと時間をいただいて、臨時議会なり何なりに提案をさせていただきたい、このように思っています。

今、村外に子供が何人行っているかなんですが、大人、子供も合わせては500人が県外に行っていますので、そういう方も多分、住民票は持っていないと思いますので、そういう方たちの中で子供さんの状況をできるだけ早く把握させていただいて、何らかの予算を皆さん方にご提示できればと、このように思っています。

以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） それでは、私の方からでありますが、まず37ページの治山事業の部分でありますが、この事業につきましては県事業ということで、県の方から補助金をいただいて実施するという事業でございました。県の方が取りやめになったということで、また屋外での作業ということで、重点事業の方でも取りやめの事業ということで上げさせていただいております。

おただしの裏山の現場の状況でございますが、多分にして必要性あってのお話かと思っておりますが、県からの取りやめと、あと屋外の作業という観点から取りやめしておりますが、これから梅雨に向かう時期になりますので、それについてはパトロール的なもの、その場に行って確認をするという程度しかできないかと思いますが、ぜひパトロール等を行なながら確認をしていきたいと考えております。

あと、43ページの村あっせん住宅、この住宅につきましては、2次避難のときの公務員住宅宿舎とか荒井の公務員住宅とか、そのほかNTTとかの住宅の部分でございまして、新しいところもあるんですが、かなり古いところもあるということで、県の方からあっせんをいただく中で、やはり修理の部分も必要だろうと。その部分については入る方での修理をお願いしたいというふうに交渉する際に言われておりまして、その部分で今回修繕費というふうに上げさせていただいております。

修繕の内容でありますが、水回り関係がかなり壊れている部分があつて、例えば洗濯機とつなぐ蛇口が合わない蛇口があるということで蛇口をかえたりとか、あと床回りの補修とか、そういう部分の修繕ということで上げさせていただいております。

あと、43ページの賃金、作業人夫賃の600万円でございますが、先ほど説明をする際に、

村道の草刈り、1級、2級という部分もお話にありましたが、そのほかにも今回土木の方で経常的上げております道路補修をすべておろさせていただいたということで、今後何かの道路の補修等があれば、この災害対策費の方で充てたいということでの考え方をしておりまして、草刈りばかりではないということで確認をしていただければと思っております。なお、国・県道の草刈りについては、県の方から取りやめということもありましたので、補修あとは草刈り等にこの作業人夫で対応していきたいということでございます。

以上であります。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） 45ページの内部被ばく、WBC検査の件ですが、結果をどのようにして生かしていくのかということでございます。こちらについては、これから県で実施する健康管理調査というのがございます、ですので、この結果を県の健康管理調査データの方に結果を送って県で管理してもらうということを考えております。

○ それと、抽出方法でございますが、抽出方法は、なるべく線量の高い地区、比曽、長泥、蕨平地区を重点に考えております。あと、男女別とか年齢とか、あるいは職業といったことを考えて20名程度を抽出していきたいというふうに今考えているところです。

以上であります。

○ 教育長（廣瀬要人君） 学校学習環境整備工事に関する質問、47ページの件でございます。

暑さ対策、教育委員会でも検討させていただきました。どういうふうに、去年のような猛暑が来た場合に、子供たちにとってもかなり厳しい夏を迎えることになるなというふうに思いまして、いろいろと検討いたしました。ただ、今、ご承知のように、幼稚園も小学校も中学校も間借りしている状態である、借家状態であるということで、電気工事とか、今ぐぎ1本打つのも大変気を使っておりまして、電気工事あるいは配管工事、やはり難しいものがあるだろうという判断になりました。したがいまして、今年度は、先般の議会でもお話し申し上げましたように、扇風機で対応しようということで予算を上程させていただいた次第です。

○ なお、川俣町でも、今年度は扇風機で対応するという話を聞いておりますので、別に相談したわけではないんですが、同じような環境の中で川俣の子供たちも飯館の子供たちも学習を進めていくようにさせていきたいなというふうに思っているところで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○ 7番（菅野義人君） 子育てクーポン券につきましては、公平・公正ということを検討しながら、今後、特に県外に避難された方を把握しながら考えていきたいというような答弁でございました。私、特にお若い方々が仕事を失って村外に避難され、あるいは県外に避難される、この方々の実態調査がまずきちんとすると必要があるのではないかと実は心配しております。自分の子供、孫のために遠くに避難せざるを得ないという形で避難しておりますが、仕事が継続される、あるいは特殊な資格を持って避難先でも仕事がきちんとできるという方はいいんですが、そういう方に限ってほとんど仕事を失っているという形。これについて村がどのように関与していくのか、これが場合によっては後々の村の復興にも私はつながるのではないかなど実は心配しております。その辺の実態把握がまず先に行われ、

どういう支援が必要なのかということを基礎調査として把握されるのがまず必要ではないかと私は考えますが、その辺の取り組みについて再度答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） ある程度会社も残したということもございます。計画避難地域だということで、パトロールなどにも、どちらかというと年配ですけれども、何人か若い人たちもいます。あるいは、避難先を1時間以内にという形を必死に探しました。そういう意味からすると、ほかのところよりははるかに職の方は安定している方が多いのではないかという気がしていますが、ただそれとて大変な思いをしてやつていらっしゃるということありますし、当然全員がそういうわけではありませんので、若い人たちの仕事場がどういうふうになっているかというのは、今話がありましたように、これから村の課題だなというふうに思っています。

○ そのうちに出していくたいと思うんですが、若い人たちの職場づくりを今の段階でどういうふうにするかというのが、お話がありましたように、重要な課題だと。そのときに、この近辺の市町村の中で、それぞれ皆さん方が大変な中で、どう村民の若い人たちの職場をつくっていくかというところで、今いろいろ考えているのは、ある程度地域エゴ的な発想を出して、仕事を優先的にいただけませんかという……、仕事にもいろいろありますけれども、そういうようなことも一つあっていいのではないかという気がします。あるいは、前々から言っていたのは、できるだけ建設事業とか土木事業なども、県も含めて市町村が優先的に幾らかなりとも出していただけませんかとか、いろいろなことを今考えているところでありますけれども、避難が大体一段落した時点で、調査をしたり、あるいは次の手を考えていきたいと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 特に子育てクーポンにつきましては、かつての議論の中に、子供の数によって支援を受けられる方、あるいは数によっては受けられない方ということで、大分不公平感があるのではないかという議論がございました。先ほどの1回目の村長の答弁の中に「公平・公正を」ということがございました。ということは、検討するに当たりまして、もう少し対象人数がふえていくようなクーポン事業のあり方というものを考えていらっしゃるのか、その辺についての答弁をいただければと思います。

村長（菅野典雄君） こういう大変な時期でありますので、広げるということも、これからずっとというつもりはないんですが、こういうこともあるだろうし、もう一つは、先ほどもお話ししましたように、県内にいる方、県外にいる方、その辺をどういうふうにしたときに皆さん方に喜ばれるような子育て支援になるかというところも考えて、幾つかの案を提示させていただいたり、あるいはそれをうまく組ませていただいて提示ということになるのではないかかなという気がします。

今お話がありましたように、今のところ、今までのよう3人目というふうに考えていますが、やりようでは2人目あるいは1人目からと、こういうことも考えられないわけではないなど、このように思っています。

以上であります。

7番（菅野義人君） 質問を変えさせていただきます。

2次避難の修繕費について答弁がございました。公務員住宅等であって、かなり古い場

所があり、入ることを前提にした場合、修理が必要だというふうに言われておったと。ということは、この建物の前提からしますと、いわゆる使用料等の料金は発生しないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午後1時31分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時31分）

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の2次避難で公務員等の宿舎につきましては、県が借り上げていただいて村がそれを借りるということでありますので、使用料等については発生しないということです。

○ 7番（菅野義人君） 再度確認をいたします。それでは、民間のアパートと違いまして、修理をしていく、けれども家賃等については例えば県なんかを通じて払ったりする必要はないということで、修理をするだけで、無料で結局使ってもらうということでよろしいですね。

産業振興課長（中川喜昭君） はい、そのとおりです。

7番（菅野義人君） 村道の草刈り等について、いろいろ議論があると思いますので、話を進めさせていただきます。

そうしますと、国・県の道路については県の方から予算は減額補正だということになりますから、村が用意するお金で維持管理も含めて村道・国道・県道の路肩の草刈りを進めていくと、そのように考えてよろしいんでしょうか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） ここで作業人夫、説明でも村道等の草刈りということあります。あとは先ほど申し上げましたように維持補修関係ということであります。村道につきましては見守り隊等の活動の部分も出てくるということで、それに向けて草刈りの作業もなるかと思います。（「国・県道の」の声あり）すみません。

それで、国・県道につきましては、県の方から中止という話が来た際に、例年やっております野馬追い前の草刈りについては、県の方で直営でやるというような話を伺っております。以上です。

○ 7番（菅野義人君） そうしますと、従来県の方の事業委託を受けて、それぞれの地区の人たちが県道の草刈りをやっていました。それは県の方で直営ですから、地域の方ではなくて県の方で用意する人夫の方でやっていただけるということで、村民がかわる部分だとすれば、ここに村道の分がかわるかどうかわかりませんが、どういう形で草刈りを村道の分はやっていこうとされるのか。業者に委託されるということなのか、地域がかわっていくということなのか、お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） これからですが、何せ少しでも全村避難の中でしっかりと安全のためにも草は刈っておかなければならないなど、こんなふうに思っての予算のつけであります。できるだけ地域的に避難というふうに最初考えたんですが、ご存じのように、まず乳幼児、妊産婦の避難、そして子供さん方の避難、そして線量の多いところの避難と、こういう段

階を踏んだ中では、今までの行政区の地域というのがある程度やっぱり難しくなっているのではないかという気がします。ただ、これから、時期が時期でありますから短時間ではありますが、場合によっては区長さんなどが連絡網を持って何人かの地区の方たちに声をかけてできるというのもあろうかと思いますし、私のところではとてもそれは無理だということになれば、多分、村との連絡の中で、今まで刈っていたところは業者さんにお願いするとか、こういう形になっていくのではないかなと思っていますが、何せ草も随分伸びてきましたし、ただ私らも今月末までの避難をどうするかということありますので大変な仕事はいっぱいあるんですが、精力的にやっていきたい、このように思っています。

7番（菅野義人君） 恐らく、各地域の中で要求、要望が違うのだろうと思います。積極的につかわっていきたい、自分の地域だから道路のへりをきちっとしておきたいというふうに考えられる地域と、非常に線量が高いために遠慮したいというふうに考える地区と、私は分かれるのだろうなと。そういうふうなことも含めて、やはり区長さんと十分相談した上の対応というのが必要だらうと私は思います。当然、その中で対応が分かれてもだれも責めるわけにもいかないし、その辺、現実的に線量との照らし合わせの中で、それぞれの違った取り組みがあつてしかるべきでないかと思いますが、そのことについてご見解を賜れば。

村長（菅野典雄君） 全く、こういう緊急事態でありますから、いろいろなケースがあつていと。それをできるだけ回りでもとやかくああだこうだと言うことなく、大所高所の中でみんなで村をよくしていくんだと、こういう形になっていただく環境をつくっていくことが大切ではないかと、このように思っているところであります。以上です。

7番（菅野義人君） 内部被曝についてお伺いします。調査したデータを県で管理をしていくという考え方を示されました。特に飯館については計画的避難だということもあり、非常に原発事故の後の線量が高かつたということもありますから、私はこのデータが後々の村民にとっては貴重なデータになるのだろうと思っています。県の方でも調査をしたいという意向がもうマスコミ等で報道されますが、そういう点では、できるだけ多くの内部被曝の調査を村としては要求・要望していくのがまずは筋でないかと思いますが、その辺、20名ということに限定されるのか、もう少しふやせないのか、その辺について見解を求めます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 内部被曝の検査であります、県の報道なんかを見ますと医大でというふうになっているみたいですが、それ待っていたのでは困るということで、一応村では先に行って、そのデータを今度県の健康管理の方に生かしていただくということと、そのデータを当然村でも持っているという形にしていきたいと思っております。

20名では少ないのではないかと思われますが、それについては、この後、また考えていきたいとは思っております。

以上です。

7番（菅野義人君） 私、放射線の医学について素人なのであれなんですが、被曝が始まつてからおおむね3カ月以内のデータというのが非常に貴重なデータというふうに一方では報道されているんですが、その後でというふうになってくると被曝の状況が正確につかめ

ないということにはならないのかどうか、ご見解を賜ります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 放医研、放射能医学研究所の方とお話ししたときには、いつまでもありますよということなんです。ですので、15日以降の行動さえきっちりつかんでいれば、ある程度そのときに被曝した計算はできるというふうに聞いております。ですので、もうちょっと時間かかっても大丈夫かなというふうに私は思っております。以上です。

7番（菅野義人君） もう一回確認します。内部被曝の状況は残っているということと、いつ被曝したというのを正確につかむために、期間が過ぎると、それが難しくなるというふうに私は理解していたんですが、それは行動の記録によって推測するということに今の課長の答弁だとなるような気がするんですが、万が一、健康被害の立証の関係で、それが十分に法的に通用するものになるかどうかということまで考える必要はないのかどうか、それについて見解を求めます。

○
健康福祉課長（菅野司郎君） 確かに難しい話、私も専門家ではありませんのでよくわかりませんが、とりあえず、この前、放医研と話した段階では、何しろ私たちの体の中には常に放射性……、内部にもう何ベクレルというやつを持っていますよということがあります。ですので、その辺を差し引いて、そして幾らありますよと。そこから逆算していくて計算できるそうです。ということを聞いております。ですので、今の段階ですと、ヨウ素の方はちょっと難しいかもわかりませんが、セシウムに関してはある程度推定できるというふうに聞いています。以上です。

2番（飯樋善二郎君） 軒並み減額補正の中で、唯一、避難住民のための予算ということで、45ページ、19番、避難住民組織支援補助金ということで1,300万円の予算をとっておりますが、この内容について詳しく説明をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○
総務課長（中井田 栄君） 実は、今後のコミュニティーのつくり方なんですけれども、二つ考えられると思っています。まず一つは、従来の20行政区ごとの地域づくりのコミュニティーと、もう一つは避難先での新しいコミュニティーづくり、その二つが考えられるというふうに考えております。

まず、最初の従来の20行政区ごとの地域づくりの部分でありますけれども、5次総の振興計画で地域暮らしアップ支援事業で行政区の自立に向けての事業を進めてきたわけでありますけれども、この要綱等を見ますと、村内ののみの活動内容でありましたけれども、今回見直しを図りながら、村外の避難先での活動も認めるようにしていかなくてはいけないというのが一つ。

あと、補助率も、地域暮らしアッププランですけれども80%の補助率でありましたけれども、今回補正予算の中で提案しております新しいコミュニティーづくりの補助金につきましては90%を考えておりますので、80から90%に引き上げて、行政区の自主性を尊重するような柔軟な事業の支援をしていかなくてはいけないと考えております。

では、具体的には従来の地域づくりの事業でどんなことが考えられるのかということありますけれども、前にご質問でもいただきましたけれども、行政区だよりの発行とか、あとこれからお盆とかお彼岸とか年始会とかあって、各行政区それぞれ帰って来て、お墓

参りのときにちょっと集まりましょうというお話を聞いておりますので、その際に、お酒はダメでありますけれども、従来どおり、その際の事業支援に使っていただくというような形で、従来の行政区のつながりを維持していくような活動支援が考えられるというふうに考えております。それが一つ。

もう一つは、避難先での新しいコミュニティーでありますけれども、今回、避難所には緊急やむを得ず20行政区の村民がばらばらに避難しているわけでありますけれども、各避難所は、行政区がそれぞれ20行政区入り込んで避難しているという状況があります。その村民のつながりとか自分たちの暮らし、これから新しい組織を考えていくということで、この新しいコミュニティーづくりが考えられるのかなというふうに考えております。

支援の団体でありますけれども、避難している2次避難先の住宅、あと仮設の住宅、あと県の借り上げの住宅がありますけれども、それが10世帯以上集まって構成する団体について、1団体当たり100万円を上限として、補助率は90%。この事業はとりあえずことし1年ということで進めさせていただいて、想定される事業というのは、総会とか役員会とか親睦会とか、あと周辺住民との交流会というふうに、これもお酒はダメでありますけれども、そういうふうな事業に使っていただければいいのではないかと。村に将来戻ってくるポイントというのは、土壤の除染はもちろんでありますけれども、村民とのつながりを今後いかに保てるかというのがポイントなのかなというふうに考えているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 丁寧にご説明をいただきましたが、まず新しいコミュニティーへの取り組み、非常にばらばらになっていて連絡さえもなかなかとれないという中で、どんな取り組みが予想されるのかなというふうに今考えているところなんですが、まず考えられることは、近くの人たちが行政区に限らず大勢の方が住んでいる場所があるような気がするんですが、そうした中での取り組みはどういう形で……。例えば会って話をするにしても場所が限定されるとか、そういうことで大変難しい部分が多いのではないかと思っています。従来のコミュニティーということで帰村して集会なり会合を開くということであれば、そんなには回数はなくても年に何回かは計画できるのかなと思っていますが、地域で近くの人たちとの交流を深めるためにも、どんな形がいいのか。例えばどこかを利用しながら、そこに希望者で集まってやるとか、そんな考えはあるのかないのか、それも伺っておきたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 先ほどお話ししましたように、避難している2次避難先、大きなところで吉倉の住宅とか、あと荒井の、県の渡利の住宅とか、あと財務事務所、あと松川の雇用促進の住宅とか。あと、今後できます仮設住宅、国見にも現在入っておりまし、今後相馬164戸分、あと飯野小学校、明治小学校、松川小学校、松川の仮設、あと伊達東というふうに今計画をしておりまして、先ほどお話ししましたように、それぞれのところにはある程度集まる場所というができる予定でありますので、そこを使ってのコミュニティーのあり方もあるでしょうし、あともう一つは、10世帯以上が集まれば、例えばPTAのつながりとか子供育成会のつながりとか、その仮設にはいなくても、ばらばらに避難をしているわけでありますから、そういう子供のつながり、いろいろなつながりで10世帯

以上集まれば、先ほどお答えしましたように上限100万円で90%の補助で、ある程度の村民のつながりの支援事業ができればいいのではないかと考えております。

2番（飯樋善二郎君） 今、仮設のお話が出ました。確かに仮設の場合はそういうコミュニティをとる上ではいい場所になるのかなと思っていますが、現在計画されている4カ所の進捗状況というのは、どのようにになっているんですか。その点について伺います。

副村長（門馬伸市君） 仮設住宅の進捗状況ということなんですが、飯野小学校は今月の20日ごろに完成して、二十四、五日あたり具体的に入居者の説明会を開くというふうに聞いています。それから、相馬の方も、今月の二十四、五日ごろには入れるのではないかと、こんな話であります。あと、おくれているのが明治小学校、松川小学校、松川の工業団地、伊達東。特に松川小学校、松川工業団地、伊達東については、まだ着工されていないということで、7月末から8月上旬に入居が延びるのではないかと、こんな状況です。ですから、当初予定よりも1カ月ほどおくれているんじゃないかなと。

きょうも内部で打ち合わせをしまして、県の方に、とにかく1カ月くらいで完成するという約束で、村民の皆さんも1次避難でホテル、旅館に今行っています。ですから、6月末には入れるという認識で避難していますので、もう少し精力的に工事をやっていかないと避難者的人は疲れて困ると、こういう話もありますので、さらに県の方には、きょう村長の方から要請していただくことがあります。

2番（飯樋善二郎君） 今現在92%くらいの村民の方が避難先を決めているし、もう既にしている人がいるという説明でしたけれども、今残っている方々、私の方にも何人かおりますけれども、その人たちは直接仮設の住宅に入りたいという希望を持っている人が多いんです。そのほかに、動物がいて行けないという人もいますけれども。その人たちを一日も早く避難をさせるというのが大事ではないかと思っていますので、ぜひ仮設住宅の建設にはスピード感を持った対応をしていかないと、早い時期の避難というのは難しいのかなと思っています。

あと、今4カ所か5カ所説明がありましたけれども、1番重点を置いている場所というのは、どの辺になるんですか。

副村長（門馬伸市君） 重点といいますか、大きなかたまりは松川工業団地が210戸、220戸くらいですので1番大きいです。あとは、伊達東が110戸程度。あと、これは村で建てるわけではないんですけども、相馬の仮設住宅は相馬市で建てている住宅なんですけれども、こちらの方は1棟ずらっと164戸、飯館村のためにということで提供していただけることになっています。ですから、100戸を超えていというのは松川工業団地と伊達東と相馬市でつくった仮設住宅。あとは小さいです。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをしておきます。

13ページの歳入、村税でありますけれども、8,800万円ほどの減額であります。交付税対応を願いたいと要望しているというお話でございましたけれども、その見通しについてお尋ねをいたします。

19ページ、これは単純な残高の数字の確認なんですかとも、財政調整基金、総務課長のお話ですと残高が189782ということでありました。それ以前の説明の数字が443761であ

りますから、210063から引いて189となるのかどうか。単純に確認をさせていただきたい。

25ページですが、23番の償還金、利子及び割引料、分譲地売払収入返還金、センター地区でお1人の方ありましたけれども、この要因についてはどういう要因なのか。今回の放射能被曝が一つの要因になっているのかどうかはわかりませんけれども、その要因についてお尋ねをしたい。

また、25ページ、1番下の委託料、ひとり暮らしの老人の給食サービス、18人分で100万円の減額でありますけれども、単純に減額は事業の中止はわかりましたけれども、これに類似するような今後のアフターケアはどのように考えているのか、お尋ねしたい。

それと、43ページ、先ほども新しいコミュニティーということで、45ページの避難住民組織支援補助金とも関係するわけであります、報償費、コミュニティーの立ち上げということで、代表者に10万円、副に3万円、班長さんに1万円ということで、356万円。何となくイメージとして描いてみると頭がごちゃごちゃになるだけなんですけれども、果たしてこのようなコミュニティーの立ち上げが、12カ所予定しているということですが、以前の行政区はそのままにしておくんだと言いながら、こういうものの立ち上げ。現在の区長さんたちとの十分な意見調整、すり合わせができているのかどうか、お尋ねをします。

45ページの14番の使用料及び賃借料の中で、2次避難先の駐車料50万円という数字がありました。これは2次避難先の駐車場すべてに対応するのか、申し出があればすべて対応していくのか、その辺を伺っておきます。

総務課長（中井田 栄君） まず、13ページの村税の減収分の交付税の見通しでありますけれども、ご承知のとおり、村長が総務省に出向いて、今後の特別交付税も含めまして、このような形での計画避難で支出が増になるということでの要望をさきにしているところでありますので、なるべく多く、現在特別交付税が700万円、通常は2億円でありますけれども、現在12億円の要望をしているところであります。

それが1点と、あと19ページ、先ほど申しわけありません、私の説明が舌足らずで、もう一度申し上げます。当初の財調の残高が8億4,360万6,000円、843606でした。今まで4億4,376万1,000円を充てております。443761。さらに今回2億1,006万3,000円を充てますので、ですから今までの4億4,376万1,000円と今回の2億1,006万3,000円を足して、そして当初の8億4,360万6,000円から引くと、残り1億8,978万2,000円になるという説明をしなくてはいけなかつたんですけれども、誤解を招きまして申しわけありません。残りが189782でございます。

あと、25ページのセンター地区の分譲地売払収入返還金でありますけれども、これは1件です。原因については確認させていただきますけれども、1件、316平米のところの返還がございましたので、その分の返還金277万3,000円の補正だということであります。

あと、43ページでありますけれども、43ページのここに一般報償で補正額640万円とっています。その中の避難所の代表者、避難自治会の役員報償として356万円とらせていただきました。これ、先ほど質問の中で新しいコミュニティづくりを進めていくような形でお願いしたいということを説明しましたけれども、それぞれの仮設住宅、あと2次避難先で組織をつくっていただくわけでありまして、その代表者に10万円、あと副代表に3

万円、あと班長さんに1万円ということで一般報償をとらせていただくということであります。

従来の行政区長さんとの調整はできているのかということでありますけれども、先日、行政区長会を開いた折も、従来の20行政区の組織についてはそのままにして、今後、行政区だより、あといろいろなつながりを持っていただくために、それはそのままにしていただいて、あと三宅島の例を挙げながら、三宅島の噴火の際に避難したときも、新しいコミュニティーの組織をつくって、そして連絡協議会を持ちながら進めてきたという事例がありましたので、それを参考にさせていただいて、従来の20行政区はそのままにして、2カ月に1回の連絡調整はさせていただくとともに、さらに避難先での代表者、組織を立ち上げていただいて、そして連絡協議会で情報の伝達、あと相談をさせていただければというふうに考えて、調整をさせていただいたところであります。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） 25ページのひとり暮らし高齢者等の給食サービスであります、一応今回は社会福祉協議会に委託していて実際にもうできないような状態だということで、今回は減であります。今、避難が進んでおりまして、1次、2次ということで、最終的には2次なんですが、その2次になった段階で、今度はひとり暮らしの高齢者あるいは老々世帯といった世帯がかなりふえるんじやないかと懸念しています。ですので、その辺で、お話をさせていただく、耳を傾けていただくような事業ができるのかということで考えているところであります、そちらについては、ある程度落ち着いた段階で、もしかすると9月あたりの補正かなというふうに思っているところであります。何しろ、これから認知症の高齢者あるいはうつにかかる方、そういった方がかなりふえてくるというふうに懸念しています。ですので、その辺の対応をこれから進めていく必要があるというふうに思っているところであります。以上であります。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） ご質問の45ページの駐車料の件でございますが、先ほど説明の中で2次避難所ということでありましたが、実はこれ1次避難所の駐車料ということでございます。実は、飯坂温泉等、1次避難をしていただいておるところでございますが、ホテル・旅館等では1戸1台の駐車スペースというお話があるところでございますが、どうしても仕事関係で、あとは家族の中で車を持っている方がいらっしゃるということで、どうしても駐車場だけではとめ切れないという状況がありまして、近くの有料駐車場の方に、1次避難ということで駐車代を確保するということでの駐車料でございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） では確認ですけれども、25ページ、社協に委託をしてやっていた事業なので、実質できないということであります。2次避難等々で落ち着いたときにということですが、またこの事業主体が社協になるのか、どのような組み立てをするのか、今の段階で結構ですから、若干お願ひします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 今の段階でということでありますので、できるならば社会福祉協議会にお願いして、ボランティア団体連絡協議会がありますので、そちらの方にお願いできればなというふうに思っているところであります。以上であります。

9番（大谷友孝君） 43ページ、報償費。避難所で、確かに三宅島の例なんかもあって、本当

に住民の皆さんが落ち着いた復興ぶりをしていったということはご承知のとおりであります。ただ、今回、本当にばらばらの住民の集まりというふうになると思うんですけれども、この辺のお考え、もう一度お尋ねしたい。

総務課長（中井田 栄君） 先ほどお答えしていますように、緊急で計画避難ということで、それぞれの家庭の事情があって、子供の教育、あとは親御さんの病院の通院、あと仕事の関係、いろいろあって、それぞれの家庭の事情で避難先に避難しているわけでありまして、ご承知のとおり、行政区も入り込んで避難をしているわけであります。本来ですと行政区ごとに仮設住宅に入れれば一番いい形でコミュニティーの、それこそ村民のつなぎ、帰つてくるまでのコミュニティーの形成ができるわけでありますけれども、ただいかんせん、今回の避難所、それこそ後発で、職員がそれこそ頑張って頑張って今回これまでにして、県と国の協力もいただいたわけでありますけれども、そういう意味では、行政区も入り込んで今後コミュニティーの形成をしなくてはいけないということではありますので、村としても今後避難先に出向いて、このような形での支援事業を説明しながら、さらにこれからつながりを持ちながら、村に帰つてくるまで、このような形でのコミュニティーの支援事業を進めていければと考えております。

9番（大谷友孝君） では、質問を変えます。

先ほど2次ではなくて1次避難先の駐車場だということであります。この予算で1次避難をされている方の要望にこたえられるのか、確認しておきたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 今1次避難もまだ進めている部分であります。今後、飯坂温泉地の方に1次避難をお願いするということで、どうしても駐車場、先ほども言いましたが1家1台といつてもなかなか狭い部分があるということがありまして、今回、近くの有料駐車場ということあります。今後、入居を進める中で、状況を見ながら、その辺については対応していくところでございますが、今のところ間に合う分の確保ということでの予算計上をさせていただいたところでございます。以上であります。

1番（松下義喜君） では、再度でございますが、45ページの、菅野議員もお聞きなされました内部被曝検査業務について、再度伺いたいと思います。今、飯館のこういう状況の中で、内部被曝検査が20名というのは、どういう根拠で20名なのか。私は、これは補正に関しては多額の補正をつけてやらなくてはならないものだと考えるものですので、その20名の真意をお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） この20名であります。本来ならばもうちょっと多い方がよろしいんですが、何しろ急いでやらなければならぬということもありまして、国の方とも相談しておりました。ですので、その中でパイロット調査というのがございます。ただ、このパイロット調査については、県が主体的に進めるのが本来の筋であります。ところが、それを待っていたのではできないということで、村の方では何とかパイロット調査の中の人数を飯館の方に回していただけないかという調整の中での20という形になっているわけであります。ただ、この20についてもまだ正式ではありませんが、今のところ村としては20でお願いしたいという要望を上げているところであります。以上であります。

1番（松下義喜君） 今、飯館がこの状況で計画的避難をする中で、県や国にお願いしたり国

に相談する中でなくて、村が何百人と、高い線量の地域の人たちを。少しでも皆さん心配してこれをしているんですよ。こんな80万円ばかりで、国や県にお願いしたということないでしよう。村長、どういう考え方をしているのか、お聞かせください。

村長（菅野典雄君） こういう特殊な機械ですから、一つくらいしかない。しかも、1人を測るにはそれなりの時間がかかるということですから、1日せいぜい10人くらいがいいところだと、こういうことでありますので、そういう中で、村が全く独自にという話はなりませんので。予算的には幾らでもとれますけれども、枠の問題がなかなかとれないということありますので。多分これも初めてのはずです、こちらの方、双葉地方も含めて。ですから、そういう意味で、飯館村は長くいたということで優先的に枠をもらってやっているということですから、これで終わりということではありません。できるだけ大勢の人が検査希望があればできるような形にしていきたい、このように思っていますので。ただ形だけをつくるという話ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 1番（松下義喜君） 再度確認なんですけれども、早期に広げてやっていくというとらえ方をとってよろしいんですか。

村長（菅野典雄君） ですから、手はできるだけ挙げて、もっともっとという話はしますが、いかんせん、枠がある、そして時間がかかる、しかも千葉の外れということで、かなりの距離を車で行く、こういうことでありますので、その中で最大限村としては大勢の人に行つていただく努力をするということです。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

10番（佐藤八郎君） まず、25ページ、先ほど大谷議員からもあったんですけども、これ一つに限られるものではないんですけども、老人とか、老人クラブも含め、あと障害者なるもの、ほとんど事業としては減額ということの実態はわかりますけれども、現在のそういう方々の生活状況、そしてそれは2次避難によってどういうふうに変わっていて、それから行政責任としてどういうふうにその方々を支援できるのか、それがどこの予算に出てるのか、わからないので、整理してお答え願えればと。

あと、29ページに保育所運営費補助金だけはあるんですけども、措置費が減となるために増額補正しなければならない。子育て全体、先ほどクーポン券でもありましたけれども、全体として子育て支援をどうしていくのかという部分で、県外、県内いろいろ、あとは飯館で用意された小、中、幼稚園に来ている人、来ていない人、いろいろな方々、こればらばらにありますから、そういう部分で、子育て支援にどういうふうに向かっていく、行政執行があるのか、それがどこの予算にどういうふうに示しているのか。

あと、今駐車場の問題がありましたけれども、1次でも2次でもそうだろうと思うんですけども、4トントラックを持っていかないと仕事ができない人も何人か相談に来ていますけれども、そういう方の駐車場は自分で探して自分で置くという流れですけれども、どこで線引きをするようになるんですか。2台以上ある方は1台分必ず助成していくというふうになるのか。どこでどういうふうに線引きをしていくのか、その辺。仕事で使う車であれば、それも含めてとなるのか。その辺はどういうふうに考えておられるのか。

あと、健康診査業務全体と内部被曝検査。内部被曝そのものも、どういう検査が村長の

言う1日10人の検査で、それ以外には内部被曝を受けているかどうか検査する方法は全くないのかどうか。今の段階で尿検査やら血液検査やらいろいろあると思うんですが、どの部分でどういう検査内容、全体としてはあるのか、世の中に。そういう流れの中での最小限20人しか当面できないというふうに言われるのかどうか。松下議員からあったように、大分向こうの3地区なり滝下周辺の方々は、最初のドカーンという部分で相当な被曝を受けている実態があると思うんですけれども、その辺ではどういうふうに考えられるのか、伺うものであります。

あと、子供の通学も、この間の委員会だと、4人の子供を90分かけて運転手と助手と乗せてくるなんていう話がありましたけれども、いろいろな地域に行っていると思うんですけれども、今各市町村に行っている校区の中で、ある程度のまとまった子供たちがいれば、その近くの学校に編入していくという方法は考えられないのかどうか。どうしても川俣に集めなければならない理由というのは一体何なのか。子供を中心に考えたときに一番いいものは何なのか。

以上。

健康福祉課長（菅野司郎君） 老人とか障害者といった方々に対する予算は見えないということでおざいますが、当初に組んでおりました予算はそのまま残しております。ですので、そのまま継続するようになります。ただ、どうしても現在できない分についてのみ今回は減額というふうにしております。ですので、ご了承いただきたいと思います。

それから、保育所関係ですが、保育所の運営費ですが、今回補助金の方だけ上げさせていただきましたが、実際は扶助費もありまして、両方合わせてという形が本来の見える姿なんですが、今川俣でやっている保育所に係る運営費、大体今のところ試算でありますと4,800万円くらいの支出がかかるのではないかと見てています。そのほかに入ってくる金を全部計算しますと、大体入って来る金が2,900万円くらいだということで、その差の分を今回補助金という形にしておりますが、扶助費の方で当初8,400万円ほど見てています。こちらの方は、今入所されている方が6名から7名という形でありますので、こちらの方は当然下がります。ただし、今まで保育所に入っていた方が避難していって、やまゆり保育所以外の保育所に入所している方が大体今10名ほどいらっしゃいます。ですので、こちらの方も当然この扶助費の中から出していかなければならぬということになります。

それと、今のところ1次避難で行っている方は勤めないでお子さんを見ていらっしゃいますが、これから2次避難が進んでくると、当然その両親は仕事を探すようになってきます。そうすると当然、近くの保育所に預けたいという声が出てきます。そうすると、広域入所の人数が今度ふえていって、扶助費も当然上がっていくというような形になりますので、今回は扶助費は先が見えないということでそのままにしておきましたので、ご了解をいただきたいと思っております。

それと、内部被曝の関係であります。あと健診関係であります。こちらの方、確かに内部被曝については尿から測るという方法もあるそうですが、正確に測るのはホールボディカウンターでないと正式には出てこないということであるそうです。ですので、今

回はホールボディの方でということで予算計上させていただいております。ただ、人数が少ないとすることは、先ほど村長の方からも答弁しているように、今後ともふやしていきたい、要望を上げていくという形になると思います。以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 駐車場の部分でございますが、今回の予算に計上させていただいた部分については旅館・ホテル等の駐車場の関係で、臨時に、そして一時的なものということで上げさせていただいております。今後2次避難に向けましては、確かにおただしのとおり、多分仮設敷地に住宅を建てる、あと駐車スペースをとるという兼ね合いから、1家で1台の駐車スペースしかとれないという状況になると聞いておりますし、またそうなった場合には、村民の方々もかなりご苦労される部分があるのかなと思っておりますが、今のところ1家で1台の駐車スペースを提供するという形で進めさせていただければと思っております。以上であります。

○ 教育長（廣瀬要人君） 子供の通学に関するご質問でございましたが、子供の通学に関しては現在三つ、子供たちには、親御さんですけれども、選択肢があるのかなと思います。一つは、正規の手続による転校。二つ目は、住所を飯館に置いたままの学区外通学。三つ目は、村で設置した学校に通学する。いずれも保護者の選択で通学の方法は選べるわけですけれども、圧倒的に今多いのは、やはり村で設置した学校に通いたいというのが圧倒的に多いようあります。その理由は察することができるのではないかと思っております。

なお、現在、1次避難中の子供がおりますので、やや後発の避難で遠距離通学という形の子供が出ておりますけれども、2次避難が進めば遠距離通学は解消できるのではないかと思っておりますので、今学期いっぱいくらいでこの遠距離通学の子供たちの苦労は解消できるのではないかと教育委員会では今考えているところであります。

以上です。

○ 10番（佐藤八郎君） 弱者の実態の絡みで、この原発事故が発生してこういう状況になってから、病的にさらに進んだ人も、介護度がアップした人なり、そういう方もおられると思うんですけども、そういう関係では、十分なる対応がとれるのか。とるための態勢はきちんと……。2次になってだんだん避難地がふえるということで、そういう部分では徐々に改善していくのかなという気はするんですけども、その辺では十分とれるのかどうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 要介護認定関係ですが、こちらの方、差し当たって、現在の認定期間を1年間延ばしてもいいということになっております。ただし、延ばしても状態が変わった場合には区分変更という手続が必要になりますので、そちらの方については、村の方で調査をしまして審査会に上げるということで、審査会の方もやっと動き出したところであります。ですので、今までたまっていた方が先週の審査会にかかっておりままでの、そろそろ結果が上がってくるという形になっています。

それと、そういった方がいた場合には、ある程度情報をくださいということで関係市町村にも連絡をしているところであります。ですので、その辺である程度は対応できるかなと。ただし、県外については、逆に調査にもなかなか行けないということで、後ほどの介護保険の方にも出でますが、その分について委託契約を結んで、遠くの市町村にお願い

をするという形になると思います。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） この避難で、本来ですと行政と民生委員なり、いろいろな関係できて、地域の弱者対策もかなり綿密にできたんでしょうけれども、かなりそういう部分で無理があるので。ところが、実際は申請なり認定云々となりますと、平常のときと同じ流れなんでしょう、県行政や国の流れというもの。その辺は改善を求めたことは、村長、あるんですか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 介護保険の手続関係ですが、先ほど言ったように、そのような形になりますが、ただし認定を受けなくても受けることが可能でありますので、それなりの相談は受けてやっているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 生活保護なんか一つ見ても、本来2カ月とか半年とか決定までかかるようなことがありましたけれども、今もそのまま大体同じ流れなんでしょう、そういう申請、認定の流れは。ましてこういう状況で、審査する方が集まれないとか、いろいろな状況が発生したり、そういうところでの改善策は県では持っていらっしゃるのかどうか、村長はわかりますか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 生活保護関係であります。県が実施主体についての手続については、特に変わってはおりません。ただし、村が実施主体については、ある程度柔軟に対応しているという形をとっております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） それでは、子育て支援ですけれども、これは運営費補助金ですから、数が減る分、足りないから上げるというだけの話なんでしょうか。子育て支援の部分で、もっといろいろなことができるのかどうか。

あとは、今教育長が言った三つの選択があって、川俣が希望が多いと。子供は仲間と離れたくないというのがあって、最初からそういう流れで来ていますけれども、本来、校区単位なり、例えば伊達東部で梁川なら梁川である程度の……。全名簿は役場が持つようになるので、個人個人は持っていない、連絡とれない、そういう流れで、どこまでいっても通学に……、今教育長言うように、2次避難になりますと近くになりますから90分とか60分はなくなるのかとは思いますけれども、そういう部分で、今後全体の流れとしてはどういうふうに見られているのか。

⑤休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後2時34分）

⑥再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後2時35分）

教育長（廣瀬要人君） 通学の問題は、先ほどもお話ししましたように、2次避難になれば通学の距離はある程度改善されるというふうに思っております。それから、先ほど三つの通学の仕方があると言いましたけれども、これは転校するというよりも飯館に住所を置きながら飯館で設置した学校に通うという子供が今後とも続くのではないかなど。一時自主避

難した子供たちも今戻ってきておりますので、そういう事態を考えると、やはり仲間と一緒に勉強して仲間と一緒に卒業したいという気持ちから、飯館に設置した学校に通う子供が今後とも圧倒的に多いのではないかと思っております。以上です。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） 保育所運営費であります。こちらの方は、何しろ人数が減ったということが一つ大きな要因になります。一応今回計上するに当たって、減少幼児数が44名というふうに見てています。現在6名、7名であります。このままいくのかなと思っておりますが、ただあそこ、大体スペース的には9名で可能かなと見ておりますので、最終的には措置費が下がるかなというふうに思います。かかる費用から措置費なり何なりの経費を引いて、足りない分を村で補助金を出していくという形をとっておりましたので、ご了承いただきたいと思います。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） 全体の健康診察というか検査というか、今までやっていたような。それぞれの診察は、それぞれの場所でそれぞれの機関で受けられる状況になっていくのかどうか、その1点お願いします。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） 今までやってきた特定健診なりがん検診なり、そういったことは今までどおりやっています。ただし、特定健診の項目に付加ということで、赤血球数あるいは血色素量・血球容積、そういうものの検査項目を付加して一緒にやりたいというふうに考えているところであります。こちらの方は今まで社会保険は社会保険、国保は国保、後期は後期で既にやっていたんですが、今回はそれはなしにして、一応全員という形で予算を計上させていただいたところであります。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） 今まで各地区の保健協力員の方含めていろいろやってきたんですけども、今度はそうしますと、今避難している住所ごとに郵送で発送されて、それらの手続において検査を近くの医療機関で受けるというふうになるんでしょうか。どういうふうに村民は理解すればいいんでしょうか。

○ 健康福祉課長（菅野司郎君） できれば1カ所でというふうに今のところは考えておりますが、避難所の近くの会場を借りて、そこで実施したいということです。今まで行政区分ごとに実施してきましたが、今回は避難所のところの方を対象に、あとは飯野ですともしかすると生涯学習センターあたりなんかをお借りして、そこでやれるかなというふうには考えているところです。そこに来るまでについては、今までバスを回しておりましたので、コミュニティバス、スクールバスなんかもお借りして、そこまで運ばれるかなというようなことを考えております。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） 被曝検査については、そうしますとボディカウンター以外は考えないと。20人ずつやっていったら相当かかると思うんですけども。それ以外でもある一定の部分で検査結果がわかるような方法は、先ほど課長が言った「正式には」という部分になるかどうかわかりませんけれども、ある一定の検査方法はあるのではないかと思うんですけども。ボディカウンターだけ待っていたら、いつになるのかわかりませんけれども。現状の部分の体の状況を知りたいというのが一番村民の今の、子供、赤ちゃん全体を含めて、今の現状はどうなっているかを知りたいという人がかなりいるんですけども。このままでいくと相当かかると思うんですけども、何か考えられることはありますか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 現状を知るというような形でありますので、今回計上された予算をなるべく早く実施していきたいと思っております。あと、それ以外に、村内に残る従業員なんかを対象にしたものなんかも考えていかなければと今思っているところであります。こちらの方については、なるべく早く、予算が通った段階で、すぐに着手していきたいと思っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 10日ぐらいになりますか、母乳からセシウムが出たということもありますけれども、飯館では今、母乳を与えていた方が何人おられて、その方々のそういう検査については、どういうふうに考えておるのか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 母乳から微量の放射性セシウムが出ましたというようなことが過日新聞に報道されました。こちらの方の対象は、21人受けて、福島県から7人ほど出たということでありまして、そのうち近くですと相馬市の方から3人が出たという形になっております。国の方では、微量ですので特に問題はないでしょうということを流しているみたいですが、確かに母乳を与えていたお母さんにとっては不安かなというふうに思っております。ですので、今これ何とかできないかなということで、いろいろ当たっている最中です。ですので、もうちょっと時間をいただきたいなと思います。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 健康には影響ございませんとテレビで毎日流されて避難区域になった村ですから、国とか学者さんの言ういろいろな言葉、大変住民は信じがたい部分があつて、毎日セシウム入った母乳を飲ませるなんていうことは皆さん理解することではないで、県と今調整中なんですか。県全体としては、今言う赤ちゃんに影響を及ぼすものではないという前提で進めようとしているのか。どういう調整されているんですか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 県の方では一応そういう形で文書を流しているんですが、村として、ではどうなのかということで、どこかで検査できる機関がないのかということで今当たっております。ただし、検査をした後、専門家がないとフォローをしていけないとこともあります。なかなか難しい課題だなと思っています。確かに、遠くですと国の機関なり何なりで検査をすることは可能ですが、その後のフォローを考えると、福島県内には専門家がなかなか見つからない状況でもありますので、その辺を何とか手配できなかというようなことを今ちょっと調整中であります。以上です。

10番（佐藤八郎君） 特に赤ちゃんなり母乳ですから、その辺はきちんと対応して急がないと、とんでもないことになろうかと心配するんですけども、その辺は村長からも強く言っていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、1次避難所での2台以上の分は助成してきたんだと。今度は1家に1台の駐車場などと、全体には。そうすると、2台とか仕事で4トン車云々の場合は、特別に自分で借りて払って、損害賠償で請求をしていくんだという形になりますか。

産業振興課長（中川喜昭君） 仮設住宅なり、あとは2次で自主的に県の借り上げの住宅を借りているというところでも、駐車場の部分があるかと思います。多分にして、自主的に探された方々については、そのアパートなりの住宅形態で駐車料金という形で多分料金の中に入っているかなと。その料金にきましても、県の方から、県借り上げということで助成という形で、ある程度人数のあった住宅に住んでいる方々については、それらについ

ては補償されているというふうに考えております。仮設の方につきましても、今のところ、どうしても仮設敷地のスペースに多くの方に住んでいただくということになれば、それぞれ家庭ごとに合った駐車スペースを確保するということになれば、かなり住宅戸数が建てられない状況になるというふうに考えております。今まで村民の方々から仮設住宅の申請を受ける中でも、1家について1台の駐車スペースしかありませんということでのお話をしてきたところでありますので、今のところは1家に1台のスペースの用意だけという形で話を進めさせていただければと思っております。以上であります。

○ 8番（大和田和夫君） 今回の原発の影響によって、大きな金額で基金が取り崩されているようでございます。こういった原発の影響によっての事業でありますので、当然東京電力さんの方へは損害賠償という形で請求はなされるんだろうと思いますが、この請求についてどのようにお考えか、まず1点、伺っておきます。

○ 45ページの自動車借上料のスクールバス借り上げということで930万円。これ、スクールバス借り上げ、運転手、助手ということでございますが、この詳細をお示し願いたいと思います。

あと、その上の、お二方からありました駐車場の件ですが、これ1次避難、2次避難にかかわらず、駐車場の不足という声が大分聞かれます。今回はこの50万円というのは1次避難の有料駐車場に向けるということでありますが、駐車場を村で借り上げるべきかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○ 総務課長（中井田 栄君） まず、第1点目の不足財源に対して交付税、どういうふうにしているのかということでありますけれども、今回、普通交付税、あと特別交付税の要望を、先ほどお答えしましたように、総務大臣の方に要望しております。それはそれで、もう一方で東京電力に対しても損害賠償を同じく上げております。5月20日でありますけれども、原子力災害に伴う損害の状況ということで損害額の集計でありますけれども、自治体分として19億5,500万円の損害賠償を5月20日現在で上げている段階であります。個人あと事業者含めまして639億2,500万円の損害賠償を上げて、損害状況の報告をしているところであります。

○ 教育課長（愛澤伸一君） 45ページ、自動車借上料のスクールバスの補充用民間バスの詳細についてということでお答え申し上げます。

現在、スクールバス、避難所から7路線、10台で運行しております。うち1台が民間の借り上げバスということでございまして、1日当たり、往復で利用しておりますが、運転手と助手がつきまして、1日単価4万7,250円でございます。今回、年間分197日運行ということで930万円ほどお願いをしているところでございます。

ただ、この197日で現在1年間で見込んでおりますけれども、今後2次避難が進みますとバス路線も当然変更になってこようかなと思います。その際、手持ちのスクールバスで全部の路線をカバーできるような状況になれば、これは当然民間バスは不要となってくるところでございますので、一応予算的には年間分とさせていただいておりますけれども、当然に全額これを支出するというものではないということでご理解いただければと思っております。

産業振興課長（中川喜昭君） 2次避難におきまして駐車場の部分で不足するということで、
村の方で借り上げすべきではないかというおただしでございますが、先ほどから申しておりますように、2次避難につきましては1台のスペースという形で今のところ考えております。いろいろ私も要望等も聞いておりますが、一応1台のスペースという内容で進めさせていただければというふうに思っております。以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。再開は15時10分。

（午後2時54分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 再開いたします。

（午後3時10分）

8番（大和田和夫君） 駐車場であります。1次避難者に対して駐車料金を認めるということは、2次避難者に対しても認めるべきと、このように思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほどもお話ししたとおり、スペース的な部分で、なかなか2台、3台なり確保するのは難しいかなというふうに考えております。もし2台、3台という形になれば、やっぱり近くの駐車場等を借りていただきまして、またその料金につきましては、東電の仮払いの精算などに充てていただければというふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時14分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

大谷友彦

〃 会議録署名議員

佐藤八郎

〃 会議録署名議員

志賀義教

平成23年6月16日

平成23年第6回飯館村議会定例会会議録（第2号）



平成23年第6回飯館村議会定例会議録（第2号）							
招集年月日	平成23年6月14日（火曜日）						
招集場所	飯館村役場						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成23年6月16日 午前10時01分					
出席議員及び出席議員並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
○出席	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
△欠席	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
X不応招	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
△○公欠	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	1番	松下義喜	2番	飯樋善二郎	3番	北原 経	
職務出席者	事務局長	俎野誠	書記	菅野久子	書記	三瓶 真	
○出席 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○	
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○	
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男		
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	高橋一清	○	
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成23年6月16日(木)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1~3番)

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許しますが、まず私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長にお願いいたします。

席を交代いたします。

副議長（志賀 豊君） 議長を交代いたしました。暫時、議長の職務をとり行います。

それでは、発言を許します。12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 3・11の大震災と津波災害、12日からの原発災害発生から3カ月がたちました。飯舘村は、3月15日の早朝、放射性物質が南東の風に乗ってやってきて、降雪によって振り落とされました。たった12時間吹き続けた南東の風によって大量の放射線量に見舞われましたが、原子力安全委員会のデータ、いわゆる「SPEEDI（スピードイ）」の発表は後手後手に回り、データを取得した福島県も即時発表しなかつたなど、原発災害への対応のなさに怒りと無念を感じた次第であります。まずは原発事故の早期収束が最大の念願でありますが、収束なくして復興なしの状況であります。

このような中で、私たちは、これまでに経験したことのない未曾有の原発災害に対し、自主避難の決定や村独自の生活支援金、飲料水の配布を行うなど、足りないことが多々あったかもしれませんけれども、迅速な対応に努めてきたところであります。国から指定された計画的避難については、命と健康を第一に据えた避難計画を進めながらも、避難による経済基盤の崩壊を防ぐために、基本産業であります農畜産業の救済、放射線量の少ない屋内作業企業の継続、一日も早い村復興のための除染事業の実施など、政府に強く求めてきましたところであります。昨日も、一日も早い復興に向けた経済基盤の確立と土壤改良等の農林業再生に向けた要請を政府に対し、同じく計画避難指定の川俣町と共同で提案してきたところであります。

それでは、改めて福島第一原発災害の対応について、その詳細について伺うものであります。

質問の第1は、避難計画の現状については先般14日の提案理由の説明でその概要を承知

したところであります、原発災害の中で浮かび上がった課題と今後の課題について、村長の所見を伺いたい。

質問の第2は、帰村復興ビジョンについて伺います。国と福島県はそれぞれ、復興ビジョンの策定について会議の開催を進めています。一方、警戒区域を持つ双葉郡の川内村も復興ビジョンの策定を始めるとしているところであります。脱原発、代替エネルギー、経済活動停滞による雇用の影響など、復興ビジョンに先立つ議論も大切になってきており、村としても議会としても対応を迫られているところであります。計画避難を一定程度なし得た我が村も、今月22日の飯野町出張所への移設を前にして、帰村復興ビジョンの策定手法について明らかにすべきであろうというふうに私は考えるものであります。特に、基本となる理念、そして方針について、村長の所見を伺いたい。

以上でございます。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えさせていただきます。

2点ございますが、2点目の帰村復興ビジョンの策定について理念と基本方針についてお答えをさせていただきます。

ご存じのように、現在、避難対策及び避難後の行政サービスのあり方などについて、国並びに県職員等の支援をいただきながら、これから業務を最優先に進めているため、帰村後の具体的な復興計画の検討には現在至っておらないところであります。まずは村民に対し、つらい避難生活に少しでも希望を持って避難生活に入つてもらうことが大事と考えているところであります。

なお、帰村後の復興計画が今後の村づくりに大きく影響することになりますので、本計画の策定に当たっては、議会を初め村民、関係機関、有識者等の意見を広く聞きながら、村民に意欲と希望を与えることができる計画にしていかなければならぬと強く思っているところであります。

さて、今回の原発事故による避難を余儀なくされた家族がばらばらになつたり、職場を失つたり、農地が汚染され作物がつくれなくなつたり、村民の暮らしは全く一変してしまいました。したがつて、帰村後は村民一人一人のきずなを今まで以上に大切にしながら、しかも今までとは異なつた大胆かつユニークな新たな村づくりへの挑戦も必要になるはずであります。また、今回の計画的避難により、子供や若人の人口も一定程度減少することも否めません。これらの帰村後の村を取り巻く環境などを的確にとらえて復興計画をつくつていかなければと考えているところであります。

そこで、現時点で想定される本計画の基本的な柱というものは、一つには、まずはこの避難生活に当たつての村民の不安解消策や、あるいは長期的な健康づくりというものに重きを置く必要があるだろうと思います。さらには、こういうふうに散り散りになっておりますので、情報の共有のためのコミュニティづくりをどう進めていくか。あるいは、村民の生活再建への取り組みや工夫というのも大きな柱になると思っております。さらに、新たな発想によって、これまでの産業も含め、また新たな発想による産業の振興というものも必要かなというふうに思つていますし、次代を担う子供たちや若者たちの人づくりも重要な課題と、このように思つているところであります。

特に村民の生活再建や新たな発想による産業振興については、今後の村づくりを進める上で重要な課題と思われますので、関係者との十分な協議が必要あります。これらの、とりあえずという形になりますか、5項目並びに理念と基本方針については、今後庁内に飯館村の復興計画を検討する委員会、全くの仮称でありますけれども、そういうものを設置して、具体的に検討してまいりたいと、このように思っているところであります。

なお、本計画策定のスケジュールでありますと、多分、この復興計画は、当然目標も必要でありますけれども、その途中のプロセスが大切だというふうに考えておりますので、ことしの12月ごろまでに一応のラフな計画をまとめ、来年度の予算に少しでも多く反映していきたいものと考えているところであります。計画期間としては、までのライフプランとの関係もありますので、おおむね3年ないし4年ぐらい、このような形なのかなと考えているところであります。

1番目の質問は担当の方からお答えさせていただきます。以上であります。

○ 総務課長（中井田 栄君） 私からは、1点目の計画的避難の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

4月22日に飯館村全村が計画的避難区域に指定されてから約2カ月間の間、全村避難に向けて、土曜日、日曜日、昼夜を問わず、仮設住宅用地を含む避難所の確保、避難に関する住民の意向調査、避難計画の策定、避難者への説明会、さらには避難先申請書の受け付け取りまとめ、県の借り上げの住宅関係の調整、住民との避難先の調整など、精力的に進めてまいりましたところであります。

5月9日に策定した飯館村避難計画では避難の優先順位を定め、最優先に乳幼児、園児及び妊産婦がいる世帯、2番目が18歳未満の方がいる世帯、3番目には放射線量の高い比曾、長泥、蕨平に居住されている世帯、最後に、これら以外の世帯の避難を進めてきたところであります。

○ 避難順位のほかには、可能な限り川俣に開設した飯館村の幼稚園、小学校、中学校へ通い続けられるよう配慮したことと、また住民みずからが手続をして入居した民間アパートなどについては県の借り上げ住宅として取り扱うよう手續をとることを避難計画に定めております。

この避難計画に従って、避難者の把握、説明会の開催、避難希望者の希望の申し込みの受け付け、避難先の住宅の修理や赤十字の家電を含む受け入れの準備、避難の実施という手順で避難を進めてきたところであります。その結果、6月10日の時点で、村民6,177人のうち約92%に当たる5,655人の避難先が決まっており、現在、多くの方が避難をされております。まだ522人が避難できないで残っておりますが、牛の問題などが解決すれば、順次避難できるものと考えております。

課題としましては、後発の避難であったため、避難所及び仮設住宅の用地、資材の確保に時間がかかったこと、さらには自宅で介護している高齢者の避難先の確保が難しかったこと、あと牛の補償額がなかなか決まらなかつたため、移動やせりに時間がかかっていることであります。これらの理由により、国が示したおおむね1カ月で避難を完了することはできませんでしたが、村としては最大限の努力をしたものと考えております。

12番(佐藤長平君) 避難計画の現状については今述べられたとおりでございますが、今後の課題として浮かび上がったものは何か、もう一度答弁をお願いします。

村長(菅野典雄君) 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、まず3月15日というお話を出ましたけれども、ある意味では線量の高い中に村民がいたわけでありますので、かなり村民にとっては不安があるのだろうと思われますので、あらゆる機会をとらえて村民の不安を解消しながら、健康についての健診なり何なりをしっかりとしていく、こういうことが求められるのではないかと思っています。

それから、県外に約500人、あるいは福島近辺に5,000人近くの方が、家庭の中も場合によつては2世帯、3世帯に分かれて避難をしている、こういう状況でございますので、その人たちに村としての情報なり、あるいは村民同士のコミュニティーをどういうふうにつくっていくか、その辺が当面、村に与えられた、これまで以上の力を入れなければならぬ課題ではないか、このように思つてゐるところであります。

以上であります。

12番(佐藤長平君) 避難計画の課題の中で仮設住宅の進捗が懸念されておりますけれども、行程について伺います。

副村長(門馬伸市君) 相馬市の方にお世話になることになっています相馬の仮設住宅については、近々、入居の説明会を開いて、入居の段取りになつております。飯野小学校についても同様であります。おくれているのが、明治小学校、それから松川小学校、松川工業団地、伊達東。今申し上げたところについては、本来であれば6月いっぱいには完成する予定でありますけれども、約1カ月ほどおくれる見込みであります。おととい、村長の方から県にお願いはしてもらいましたけれども、仮設住宅の着工が、飯館村だけではなくて、よその方もおくれているという状況であります。私の方は後発ということで、できるだけ早く仮設住宅をつくってもらうようにお願いをしてきたところでありますけれども、今一時避難をされている方、6月いっぱいまで入れるという気持ちで今我慢しているわけでありますけれども、それがまた今申し上げたおくれている部分の仮設住宅についてはもう1カ月ほど待つていただくということでありますので、大変申しわけないなと思っていますけれども、なお少しでも早く完成していただけるように、さらに県の方には要請をしてまいりたいと思っております。

12番(佐藤長平君) 1次避難、2次避難が大分進んでおります。その中で、国への対応になると思うんですが、第2次の仮払いについて、どのような話で進んでいるのか。避難された方、する方にとって、第1次の仮払い、1件当たり100万円、単身75万円というのみであります。そのほか県の義援金をいただいておりますけれども、到底、今後3カ月、6カ月の中では、それが切れていく。この現状についてどのようなご所見なのか、伺っております。

副村長(門馬伸市君) 今回の事故の賠償については、原子力の事故ということで、原子力損害賠償補償法の法律にのつとつて請求に基づいて支払いがされる、こういうことであります。きのうも弁護士さんと東京電力の方に問い合わせをしました。東京電力の方では仮払いを1回行っておりますけれども、私の方としては、作物もつくれない、あるいは雇用

の場も失ったりして、あるいは商店も休業したりということで、3ヵ月間ほとんど収入がない人が多いんだと、こういうことでありますて、1回目の仮払いはもう既になくなっている人が多い。特に、1回目の仮払いは、家庭の人員に関係なく、ひとり者は75万円でしたけれども、それ以外は5人いても10人いても100万円ということですから、家族の多い世帯はなおさら生活が大変だということです。

それで、東京電力の方としては、国の今申し上げました法律に基づいて賠償の請求に基づいて補償するという建前になっておりますので、1回目の仮払いも国から、とにかく大変だから仮払いをせよと、こういう指示があつたんです。今回も、きのうも話をしましたけれども、それは國の方から指示がないとできないだと、こういう話であります。それはちょっとおかしいんじゃないのと。これだけ生活が困窮している中で國から指示がないから出せないということはないでしょうという話をしましたが、東電としては、そういうシステムになっているので、できませんと、こういう話であります。

○ 弁護士さんの方にも聞きました。それはそのとおりでありますて、國がスピード一に被災地のことを考えて指令を出すべきなんです、今の時点で。ですから、これも私らだけでなく3県の被災地の自治体も全く同じ考え方だと思いますけれども、特に私ら方は原発の事故ということで、よそのところとはまた違った形になっておりまして、そういう意味からすれば、ものもつくれないわけですので、いち早く……。普段ですと野菜の出荷をして、そこで収入があって、あるいは酪農家の人は毎月定期的に乳を絞って収入があるわけですから、それが全くないということになると生活が本当にできないわけです。國の指示という話でありますので、國の方には強く要請をしてまいりたいと。いち早く第2次の仮払いをお願いしたいということで要望してまいりたいと思います。

○ 12番（佐藤長平君） 仮設住宅も進まない、それから2次の仮払いについてもおくれる、こういう状況の中で心配されますのが、津波地区の宮城県などでも起こっているように、1次避難先から2次避難先の仮設住宅に移りたがらないと。移動・移設に障害が起きていると。仮設住宅にあっては金がかかりますので、今までの1次避難先に長くいたいという要求が出てくるだろうと思うんです。こういう状況の中でそういうことが起こると、なかなか2次避難が進まないのではないか。このところについては國の方ではどういうふうに言っているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まさしく、生活が大変で1次避難所の体育馆とかホテル、旅館から出ないというのが、よその方の例でこの前も出ておりました。やはり、仮設なり借り上げ住宅に移れば、それなりの生活費はかかるわけです。ですから、それが今のところ大変なので、3食、あるいは住むところ、非常に環境が悪いですけれども、そこにいれば生活費はある程度かからないということですから、そういう傾向にある。

これもきのうの新聞でしたか、3県の生活保護のデータが出ておりまして、この震災後、3県で550くらいの世帯が生活保護になっている、そのうち6割は福島県、こういうことありました。ですから、特に福島県は暮らししが大変だと、こういう状況なのかなと思います。

その辺の状況は、國でも現地に何回も来ているんです。私たちの方にも、国会議員、大臣、

その他の有力者がいっぱい来ています。ですから、現地の悩み、あるいは今何に手を打たなければならぬかというのは、わかっているはずなんです。でも、スピード感がなくて、被災されている我々村民を初め多くの被災民が、いち早く予算を決めて、生活再建のためのそういうものをやってほしいという要望は相当出ているはずなんすけれども、いまだにまだ決まっていないわけです。

ですから、要望したからということではないかもしませんけれども、やはり声を出していくかないと、なかなか国は動かないという体質、残念でなりませんけれども、私の方としては、できるだけ早く2次の仮払いにしろ、あるいは生活の所得の面での雇用の確保とか、そういうことを徹底してやっていただきたいというふうには思いますが、今のところ残念ながらちょっとスピード感がないということで困っている状況なのかなというふうに思っています。

12番（佐藤長平君） ちょっとさつきに戻ります。松川、明治、松川工業団地、伊達東、おくれている理由について、何が足りないのか、答えをいただきたい。

副村長（門馬伸市君） 明治については、着工しているんです。計画どおりにいけば、飯野小学校あたりとそう変わらない形ができるはずだったんですけども、資材の関係かどうかわかりませんけれども、現在おくれております。それから、松川小学校と松川工業団地、伊達東については、業者の関係だと思いますけれども、おくれているということあります。発注はしているようあります。ですので、先ほども申し上げましたように、資材が足りないかどうかわかりませんけれども、できるだけ早く完成をしていかないと、1カ月延びては、また避難している村民の方々がそれだけ仮設に移る時期がれますので、さらに県の方に対しては、県の管轄でありますので、県の方から業者の方に指導監督を強めていただくようにお願いをしているところでございます。

12番（佐藤長平君） 復興ビジョンについて再度伺うものであります。

役場、議会、それから有識者による復旧プランの策定ということを言われました。今、答弁によると、12月までに計画を策定して、その計画は三、四年ということで、来年度予算に生かしたいということありますが、基本となる理念あるいは方針について、策定会議を早急に立ち上げる必要があるのではないかと思うのであります。具体的なところについては大分時間がかかるので、一方、避難先の不安解消その他の仕事もございますので、そういう仕事をしながら、一方で今後の復興ビジョンについては理念とか基本的な方針について早急に策定委員会を開く必要があるのではないかと思うのでありますか、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今まで6月22日、いわゆる役場庁舎の出張所を飯野町に移すというのにすべてをかけて、少しでも早い村民の避難ということでやってきましたから、移行した暁には、そちらの方に取りかかる、こういうことだろうと思います。

ただ、急ぎ過ぎて、なんかプランだけができたということよりは、そのプロセスをできるだけじっくりと進めていく、つまりその過程で多くの皆さん方とともに村のことを考える機会をつくる、あるいは将来に向けての人づくり、あるいは産業づくりを考えていく、そんな形にしていかなければいいなど、こんなふうに思っていますので、おいおい議会の方に

内容など、あるいは形などを提示させていただきたい、このように思っているところであります。

12番（佐藤長平君） 飯野出張所に移設するわけでありますから、当然、行った日から復興についてはその理念なり基本方針はきちんと出すというのが、帰村、復興の一番大切なところだと思うんです。復興の希望のともしびを絶やさずいくためには、飯野出張所に行った時点で立ち上げていく。それから、今村長言わされたとおり、そのプロセスについてはじっくりとしたい、これも当たり前の話です。しかし、手をつける、復興プランの始まりを早くするというのは、飯野出張所に行った日からというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） そういうものをつくりていきますということも含めて、22日に、村民のこれから希望を持って避難生活に行っていただくためのある程度の村としての思いを出させていただきたい、このように思っております。

○ 副議長（志賀毅君） ここで、議長を交代いたします。

議長（佐藤長平君） 議長を交代いたしました。議長の職務をとり行います。

再開いたします。

引き続き、発言を許します。1番 松下義喜君。

1番（松下義喜君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

3カ月余りがたちまして、計画的避難という中で、村民が今一番心配されているところであります問題点について、2項目についてお伺いしたいと思います。

1点目の放射能汚染に対する健康管理についてであります。村民の内部被曝検査の徹底と早期の実施対策について伺うものであります。

2点目は、所得補償についてであります。一つ目は、3カ月以上無収入の村民が多くいる中で、村民の当面の生活費をどのように考えているのか、お聞きするものであります。二つ目は、村長が農林水産大臣に対し賠償・補償についての要求書を5月6日に提出しているが、その中の項目の11番の、今後、原子力災害の規模、村内汚染状況の詳細が判明した結果、2カ年度以内の全村での営農再開が不可能と判断された場合は、福島県による真野ダム建設事業（昭和49年着工）の実例などに基づき補償・賠償を実施することと提出しておりますが、今後の補償交渉はどう進めるのか、考えを伺うものであります。

以上です。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

所得補償についてであります。

3月11日の東日本大震災に起因いたします東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本村は計画的避難区域に指定され、全村避難を余儀なくされたわけであります。このような中、多量に検出される放射線物質のため、農業においては、農地の耕作そのものの自粛を求められるなど、農業を基盤してきた本村の産業は大きな危機を迎えていると言って過言ではないと思っております。殊に、酪農に当たっては生乳の廃棄、あるいはシイタケ、タラノメ、ホウレンソウなど出荷が制限されて、本来の所得が得られない状況だということであります。一方、村内の小売店や飲食店は、顧客の避難及び風評被害による客の減少

により休業を余儀なくされ、経営が成り立たない状況でもあります。

このため、村としては、いち早く収入の一助になればとの思いから、4月29日に1人当たり3万円の見舞金を交付いたしました。このほか、日本赤十字社から1戸当たり35万円、また県から同じく5万円の義援金が交付されました。また、東京電力から一般家庭への補償仮払いとして、2人以上の世帯には100万円、単身世帯には75万円が支払われておりますので、短期的にはこれらを活用していただければというふうに考えております。

また、農業分野で出荷制限等のあった品目については、損失額についてJAを中心に損害額がまとめられまして、5月に東京電力に対し補償金の仮払いの請求が行われているところであります。

一方、小売店や事業所などの商工業につきましても、去る6月1日から、過去3年と比較をいたしまして粗利の50%、20万円から250万円の仮払いの受け付けが行われているところでございます。

その他、村としては、9事業所の操業継続による雇用の場の確保、あるいは緊急雇用創出基金事業を生かしまして「いいたてまるごと全村見守り隊事業」で約6億5,000万円の予算を確保し、370名ほどの雇用など、村民の当面の生活費の確保に努めているところであります。

今後は土壤改良あたりの分野で幾らかなりとも生活の糧がとれるようにも思っておりますが、基本的には国、東電の我々の生活をどう守るかという考え方方に我々としてはしっかりと向き合っていくことではないかというふうに思っているところであります。

もう1点の農林水産大臣に対しての項目の11番目ということです。これは、村が5月6日に福島第一原子力発電所の事故に伴う飯舘村農業者に関する賠償・補償についてということで農林水産大臣に11項目からの要望を出しました。その中のことでありますが、計画避難、これはいつまでなのかわかりませんが、戻ってきて営農が再開できるまでの期間をできるだけ短くしていきたいと思っていますが、もしそれが不可能という形になった場合には、一つの例として、真野ダム建設のときに土地収容を例として補償・賠償があるわけでありますので、飯舘村としては、そこは考えていただくことも一つの考え方かなと、こういうことで最後の項目に取りつけたわけでございますが、本来は私たちのふるさとであり私たちの土地でありますから、できるだけ早く私たちが戻って本来の営農生活ができるようにということが基本的にあるということでございます。戻ってきて、速やかに除染の実施や飯舘牛ブランド維持のための国家プロジェクトを実施していただくことで、今農林水産の方に強く要望しているところであります。

農地というものは、もう皆さんご存じのように、1年以上耕作を放棄してしまいますと農地の荒廃が進み、作付の再興も難しくなると思われますし、長期にわたって避難を村民に強いことは、できるだけ避けたいものだなというふうに思っております。したがって、村としても、具体的な補償に向けては、損害賠償の基準を定める原子力損害賠償紛争審査会に対して積極的に要望意見書を提出し、補償に際し取り落ちないように、これから働きかけていきたい、このように思っているところであります。

いろいろな方たちから助言をいただきながら、関係機関と連絡をとりながら、損害賠償

請求をしていくというのが村の基本方針だということで、その項目をつけさせていただいたということあります。

他の質問は担当の方からお答えをさせていただきます。以上であります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 私の方からは、1番の放射能汚染に対する健康管理についての質問にお答えをさせていただきます。

村民の内部被曝検査の徹底と早期の実施対策についてのおただしであります。県及び国の動きとしましては、全県民を対象に基本調査を実施し、国が指定した避難区域、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の住民に対しては、詳細調査を実施するとのことあります。県内を比較しても放射線量が高く推移している本村においては、外部被曝はもとより内部被曝を心配する声も多く寄せられております。

ホールボディカウンターと呼ばれる内部被曝を検査する機器は、原子力発電所敷地内に3基と県立医科大学に1基の合計4基があるそうですが、原発敷地内は立ち入りが制限されるため使用できない状況であり、県立医科大学については、周囲の放射線量が高いことから態勢が整っていないなどの理由から、現在のところ実施が困難な状況にあるようあります。これらのことから、内閣府原子力災害現地対策本部などとの協力を得て、千葉県にある放射線医科学総合研究所において少しでも早い機会に検査ができるよう、県、国に要請をしているところであります。

検査対象者としましては、機器が少ないことから、専門的な技術及び専門的な見識が必要とされることから、1日当たりの検査人数が限定されます。最大20名程度ということあります。情報によりますと、実施時期や対象となる市町村、人数などについて、県が設置する調査検討会が6月18日に開催され、具体的な方針が示されるようあります。

県内のパイロット的な調査として、本村からの対象者は15名から20名が予定されているようあります。6月下旬から7月上旬には実施できるものと考えているところであります。

内部被曝検査につきましては、検査結果も重要ですが、検査後の専門医による十分な説明やフォローが安心につながることでありますので、そちらにも時間を多くとっていただくよう要請をしているところであります。なお、今回は20名の枠がありますが、今後も引き続き検査人員をふやすよう国及び県に働きかけてまいりたいと思っております。

以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、1点目の内部被曝の検査の件でありますが、前回、補正予算委員会でもお話をさせていただきましたが、国や県に働きかけてまいりますと。でも、20名の枠、飯館村が世界でも有名になっているこの被曝している中で20名の枠というのがどうなのか。これから国、県に働きかけてまいります。村が打ってでなくてはいけないのではなかろうかと思うんですが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりでありますて、今回、打って出なければならぬということで、村費でとらせていただいたということあります。その意思表示というふうに考えていただければいいんですが、ただ残念ながら、機器がまだ整っていない、遠い、枠があるということで、村が何百人の分をお願いしますといって、そう簡単にいくわけではござ

いませんので、その辺を、今ご質問にあったように、飯館村、ほかともまた違つて、多分十二、三の市町村がこの原発によって避難を余儀なくされているわけでありますけれども、場合によっては飯館村が一番長い間その中にいたということもしっかりと言つていきながら、枠をこれから大いにとついていきたいというふうに思つています。県も間もなくその枠をとるようなお話をいただいておりますので、その中から村としては最大限、数をほかの市町村よりも多くとつていただくようにしっかりとお話をしていきたい、このように思つております。

1番（松下義喜君） 村長がそういう考え方であれば村民も浮かばれるのかなと私は思います。ただ、補正の中で内部被曝検査業務に80万円くらいの予算づけでは、何ともならないのかなと。私は本当に村民のことを考えたときに不思議だなと思われたところでございます。であれば、こういう内部被曝検査等をしながら、線量の高いところの方々から検査を受けて、ある程度の被曝手帳等をつくりながら、健康管理に飯館村は努めていくんだというような考えでいかなければならぬのかなと私は思つているところでありますけれども、村長はどう思ひますか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりでありますて、特に子供さん方については、最大限の配慮をしていかなければならないのではないか、このように思つておりますて、子供さん方に対しての3月12日以来の記録なども、お父さん、お母さんにつくつてもらう必要もあるのではないか。それが、いずれ何かあつたときには役に立つということもあるだらうと思いますし、また一方で、今まで一般的な健診だったわけでありますけれども、その健診の数なり何なりをふやしていく、あるいは健診の数値だけにとらわれずに問診なども非常に重要になってくるのではないか、このように思つておりますので、今回ある程度の予算をとらせさせていただきました。まだまだ予測のつかない、あるいはこれからもっともっと考えなければならないことがあるだらうと思いますので、ご提言をいただきたり、あるいは追加予算なり何なりで対応していきたい、このように思つております。

1番（松下義喜君） そういう前向きな考え方で進むといつのであれば、いち早く広報だより等に載せていただき、しっかりと村民の心配しているものを払拭していただきたいものだなと思ひます。

それでは、2点目の所得補償についてでありますて、3カ月以上無収入の中で、今佐藤議員の方から一般質問等でもありました、一時金、また仮払金をもらつてゐる。2次仮払金は全く國のおくれだという話を副村長から聞いたところでございますが、村としては、そのつなぎ、また何がを講じる対策があるのかどうか、そこら辺を伺いたいものだと思います。

村長（菅野典雄君） 避難が終わった時点でどのような状況なのか、まず把握することが大切だと思います。どれだけ正確に現状を把握できるかというのも、こういう状況でありますから難しいところはあると思うんですが、その上で雇用をどういうふうに広げていくかということが課題になるわけでありますて、非常に身近なところから、あるいは抜本的なところから、いろいろあるだらうと思いますが、村のできることは、例えば一度3万円という形で1人当たり出させていただきましたけれども、そういう義援金なり村としての対応

で、わずかだらうと思いますが、そういうものも一つあらうかと思います。また、それぞれの近隣の市町村あるいは県に対して、全村避難がいかに大変かというものをしっかりと理解していただきて、それなりの村内の事業所なり何なりの仕事が少しでもプラスにできるような、そんなことも考えていかなければならないのではないかと思っています。

いずれにいたしましても、どの程度なのか、村としてはかなり9事業所の550人、それから防犯の約400人弱という形ではとれたとは思っていますが、それで足りるというつもりはございませんで、さらに一生懸命考えていきたいと思いますが、皆さんの中から、こんな生活の保障なり生活費の確保ということで考えられるのではないかというものを出していただければ、我々は村民の生活をしっかりと守るというのが大前提でございますので、また皆さん方に取り計らわせていただきながら、村民のためにやっていきたい、このように思っております。

○ 1番（松下義喜君） では、いいものがあれば取り入れてもよいというお考えのかなというふうに見受けられますが、見守り隊370名と、またこの中で高齢者において借家暮らし等をしている方も中にはおります。そういう人たちの対策的なものも考えながら、どういうふうに……、提案があれば受け入れるという形か、また村で何か考えている面があるならば、お聞かせ願いたい。

○ 村長（菅野典雄君） 一番心配なのは、生活もさることながら、健康を害さないかと。自分の家にいれば、毎日、毎日、何らかの形で体を動かしているわけでありますけれども、あるいは動かすような要素が家の周り、あるいは地域にはいっぱいあるわけですが、それが避難生活の中では全くなくなると、こういうことではないのかなという気がします。果たして可能かどうかわかりませんけれども、ある程度の仮設などの避難の場所の近くに使わないような農地があれば、そんなところをお借りして、少しでも食べ物をつくったり体を動かしたり、そんなこともできるのだろうけれども、果たしてその近辺にあるのかなと。今から避難した先の周りの状況などを地元と相談しながら考えていければと、こんなふうにも思っています。

○ あとは、確かにまだまだ補償は足りないわけでありますけれども、ぱっと入ったお金についてはもう既にかなり消費しているなんていう話も聞きますから、もうちょっとしっかりと、ライフスタイルといいますか、今まで飯館村がやってきたまでいライフ、その暮らし方をしっかりと見つめる、こういうこともこれからコミュニケーション担当とか保健師さんであったりとか、いろいろな形でフォローしながら、あるいはお話し合いをしていきながら、健康を保つような形に、あるいは生活をしていただけるような考え方を進めていくことも大切ではないかというふうに思っております。

1番（松下義喜君） それでは、質問を変えます。

補償の問題なんですが、補償的なものは農協さんとか商工会に飯館村ではお任せなのでないかと私は思います。その中で、農協を通さないで販売している方々や、いろいろなものの村としての手助け、事務的な手助け等のものをどのようにやっているのか、それをお伺いしたいと思います。

産業振興課長（中川善昭君） 現在、賠償請求の補償の部分で、団体での請求ということで今

現在動いているのが農協さんと、あと商工会さんが取りまとめということですが、まず農協さんにつきましては、今回の賠償に当たっては出荷制限がかかって廃棄処分になったものを対象にということですが、3月分から始まりまして、5月に1度請求をしている。あと、3月請求が間に合わなかった分、あと3月・4月の廃棄分については6月中旬にまとめて賠償請求をしているという状況でございます。農家の方々には、すべて農協の方に委任状等を出しながら請求をお願いするというやり方をしております。その中でやっているわけでありますが、農協通しをしない部分については、なかなか金額が把握できないという部分がありますが、農協の方の賠償・補償関係の協議会がありまして、その中で明確な基準単価がなければ本人の申し出でも受け付けをするという形で幅を広げる中で、農協を通さない場合でも、あとは領収書とかそういうもので、あわせてやっていただいているという状況であります。

あと、直売所関係につきましても、村の連絡協議会の方々が取りまとめをしながら、単価等については旬のひろばの単価を参考にしながら請求をしているという状況でございます。(○)

あと、商工会につきましては、今現在、6月1日から粗利営業経費、大ざっぱな部分での要求ということで申請受け付けという形で、今のところ商工会が窓口でやっている状況です。

団体につきましては、以上のとおりでございます。以上です。

1番（松下義喜君） それでは、項目を変えたいと思います。

項目の中の11番の真野ダム的なものでございますが、これから飯野に庁舎を移し、飯館が頑張るという中で村長の考えをお聞きしたかっただけでございまして、またこれから長年のうちに検討することのないように、ひとつやっていきたいものだなど私も思いますので、この件は控えさせて、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤長平君） 引き続き一般質問を行います。

10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 未曾有の大震災、原発事故から3カ月が経過し、放射線を浴びた村民に国、県、東京電力、村がどのような役割と責任を果たすのかが問われています。村民生活の実態は先の見えない困難が山積しており、一人一人の被災者に復興への希望が持てるメッセージや施策を村の責任で打ち出す必要があります。一人一人の被災者が破壊された生活の基盤を回復し、自分の力で再出発できるように支援することが復興の目的であり、それは憲法が保障する幸福追求権の13条、生存権の25条からしても当然国の責務であり、そのために村民の実態をきちんと把握し、要求・施策をまとめ、早急に実現させるため、行政執行をすることあります。

3月11日から、避難してくる被災者のために、あらゆる村内の組織、多くの村民が参加し、行動し、そしてブロックリー、牛乳、水、土と、放射線量の強さが実測値により発表があり、村内に避難していた被災者、危険とする村民が、自主避難したのであります。この水素爆発の前は、人が1年間浴びる放射線量は1ミリシーベルトでありました。しかし、爆発後、20ミリシーベルトに引き上げ、県のアドバイザーの説明においても、体に影響を

与える量ではない、マスクは効果がないなど、避難を抑え込むような行政執行、講演がされました。国は、正式な実測値により計画的避難区域と指示し、おおむね1カ月の避難を望んだのです。これ以上の放射線を浴びないようにとしているのに対し、村はもう少しで2カ月となるのに、村に戻って勤務すること、仕事することを執行しているのであります。

妊婦、乳幼児、小中学生や思春期の青年は、細胞分裂が活発であり、細胞分裂のときDNAが不安定になり、傷つきやすくなるのです。特に水素爆発の音の聞こえた蕨平地区、長泥、比曽、滝下地区の被曝状況について、私は心配でたまりません。日本はリスクが見えにくい社会と言うが、基準値を事故によって上げたり、情報を隠したり、うそをついたりしながら事実・真実を過小評価させようとしているには、断固抗議するものであります。

私たちは、多くの村民の願いを聞く中で、放射線を浴びて被害者となった村民の早い避難をということで、3月19日、3月21日、4月11日、4月15日と村長へ要望をいたしました。そのことにこたえるのではなく、避難する区域にしないでと言動し、4月5日の内閣総理大臣への提言書には、反核の旗手になるつもりはないと、村民の意志、もう原発は要らないという違う文書を提出したのであります。4月22日の政府指示により避難方向に進んではおりますが、9事業所営業、見守り隊活動のため村内に戻り、放射能を浴びる実態。土壌改良などを中心に政府に働きかけております。最近では、線量が低い地域から避難解除などと言っておられますが、現実には線量の高い地域では既に年間20ミリシーベルトを超えております。なぜもっと早く危険な放射能から避難させなかつたのか、伺うものであります。

去る5月25日臨時議会、6月3日災害対策特別委員会の中で、体内被曝検査予算がなかったし、今議会でも20人分80万円としているが、SPEEDI発表、さらには京都大学の実測値表明までは、多くの村民は、避難受け入れ、屋根シート張り、屋根復旧、物資配布などの活動をされ、放射線を浴び、口からも吸収していますので、早い時期に体の検査を進めるべきであります。

次に、避難支援についてですが、弱者が同居する家庭が家族そろって暮らせるようにすること。必要に応じて施設、病院などをきちんと対応すべきであります。さらに、乳幼児、子供、青年同居の家族が、行政施策の失敗により家庭も避難先もばらばらとなつた。したがつて、同じ被害者となった村民であつても、受けられる支援はばらばらとなっています。最低限、コミュニティーの家族が寄り添つて前向きに暮らせるように実態をつかみ、国、県、村などが公平な支援ができるようにすべきであります。

次に、生活費が大変であることから、9事業所で働く方、他事業所で働く方、仕事のない方など、多くの村民は不安を抱えて、先が見通せない生活を送っています。収入のない村民への生活保障をどうしていくのか。憲法25条の言う人間らしい生活となるような施策を示していただきたい。

大震災、原発事故、風評被害と、村、村民が受けた損害はお金にたとえられるものではないが、現実に受けた損害は、少なくなった収入、風評被害、建物、家屋、施設、機械の劣化、精神的被害など、全面賠償を明確にしていくべきであります。産業被害への仮払い、債務の肩代わりなどの負担責任を東京電力、国に強く求めるためにも、村も被害者の立場

に立って、税金申告相談のように、村としてきちんとマニュアルをつくり、職員を配置し、各世帯の損害をまとめ、受けた損害を取り残しのないように請求をし、勝ち取ることが今求められております。

多くの村民は、不安と悔しさ、村は離れたくない、早く戻りたいなど、現実を受け入れられない精神状況が続く中で、村の中では自中でも1,000人を超える村民が生活をする村の現状があり、放射線を正しく怖がること、必ず避難することがきちんと意志反映されない毎日が続いております。やっと来る6月22日に役場が出張所での行政責任を果たすべく移転となります。村民がどんな状態でいるのか、こんなときだからこそ村民にしっかりと寄り添って、各課、執行体制がどんな仕事を村民のためにやるのか、具体的にわかりやすく情報公開を十分に行うことが求められます。村が今できること、県・国に求める事、東京電力に求めるることは何か。生活支援、医療、介護、住宅、子育て、教育、雇用、税金、各種負担など、丁寧にきちんとわかりやすく、特に弱者、高齢者世帯にはしっかりと寄り添った行政責任を果たすべきであります。そのことを申し上げ、発言いたします。 ()

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点の命と健康を守ることについての1番目のご質問であります。東京電力の第一原子力発電所の事故によって、本村では3月15日の午後から大気中の放射線量が上昇いたしまして、午後6時の時点で最大値の44.7マイクロシーベルトを記録したところであります。その後、この値は大きく下がったものの、周辺地域と比べると高い数値となっていたわけであります。これを受けて村では3月19、20日に、希望する村民約350人に栃木県の鹿沼市へ避難していただきました。その後も、放射線のリスクが高い乳幼児、妊産婦については福島市の旅館へ、放射線の値が高い3地区の住民の皆さん方には「やすらぎ」へということで、これらについても希望者であります、放射線の値が低いところに避難をしていただいたということであります。また、その間、村民に放射線に関する正しい知識を持ってもらいたいということで、何人かの先生による数回の講演会を実施しているわけであります。これらの講演会を通して、村民が放射線のリスクを少しでも少なくして生活していただくように村としては最大限注意を払ってきたところであります。このように、村といたしましては避難計画に基づき適切に対応してまいったつもりでございますので、ご理解をお願いするものであります。 ()

それから、行政責任を果たすことについてということで、四つ目のご質問、2点ございますが、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

震災から3カ月、4月22日の計画的避難区域の指定から2カ月が過ぎたわけでありまして、健康を第一に考慮して、精力的に避難を進めてまいりました。6月10日現在の避難状況は、村民が6,177人のうち約92%に当たる5,655人の避難場所が決まっているところであります。このうち約3,900人が福島市方面へ避難しており、村にはまだ522人が避難できないで残っているわけでありますが、これらは牛の問題などの解決が残っております、それらがある程度解決できれば順次避難していただけるものと考えているところであります。

まず、1番目の村民生活の応援などについてというものにお答えをさせていただきます

が、6月1日には福島市飯野町に飯館村役場飯野出張所を設置いたしまして、避難所の巡回や避難した住民の相談に当たっているところであります。6月22日には、ご存じのように、役場機能を飯野出張所に移すことになっております。

また、仕事の都合などで相馬市や南相馬市の仮設住宅へ避難を希望されている方や村内で継続操業を認められた9事業所の従業員の方々のことを考慮いたしまして、今の役場庁舎でも、戸籍、住民票、あるいは税の証明の発行、健康福祉関係の諸申請の受け付け、操業継続企業等の線量測定及び管理、見守り隊の関係業務、上下水道の維持管理など、一部のサービスが行えるよう準備を進めているところであります。

さらに、今まで行政区を通して配布していました広報やお知らせ版、これも今後ダイレクトメールなどを活用して全国に避難していただいている村民へも情報提供ができるようにしたいと思っております。

また、ばらばらになってしまった村民同士の連絡を容易に行えるようにするために、避難先マップや住民名簿をこれから整理をしていきたいと思っております。

二つ目の避難者の声が届く顔の見える行政サービスというご質問であります。避難後は今までの行政区とは異なった人たちと暮らすわけでありますから、新たなコミュニティづくりを進めて、村民の皆さんから意見を吸い上げる仕組みをつくっていくことが大切だと思っております。その支援としては、まず各避難所の代表者や役員を決めていただいて、避難所代表者会議などを通して意見を届けていただいたり、あるいは私や職員が避難先に直接お伺いして避難者の皆さん方の実態や生の声をお聞きすることで村民の皆さんのご要望にこたえてまいりたいと考えております。

従来から行つてきました20行政区、伝統的な飯館村の20行政区の地域づくりに加えまして、避難所を中心としたコミュニティづくりができる新たな補助金制度もつくってまいりたいと考えております。この補助事業を活用して避難先での生活とつながりを推進することで、村民同士が助け合って暮らせるような、そんな暮らし方を期待しているところであります。

いずれにいたしましても、とにかく初めてのことですので、各事業に取り組みながら、避難されている住民の方々が少しでもよい暮らしができるよう、村といたしましても、これからは精いっぱいサービスを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

他の質問は、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。以上であります。
健康福祉課長（菅野司郎君） 私の方からは、まず命と健康を守ることについての2点目です。

早い時期に身体検査をというおただしであります。さきに松下義喜議員の質問にもお答えいたしましたが、県の実施する内部被曝調査にあわせ、村の意向を十分酌んでいただけるよう積極的に要請してまいりたいと考えております。

また、県においても、原発事故以降の行動について記録をするよう要請もありますが、村といたしましては、村民の検査を全村民に拡大し実施してまいりたいと考えております。検査については、一般的な健康診断に放射線の被曝により影響が考えられる血液中の血球数の検査などを加え、内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、通常の特定健診の対象者ではない乳幼児及び児童生徒、18歳から40歳未満の健診も実施する方向で調整をしているところであります。乳幼児や児童生徒など子供の健診については、検査機関のデータの蓄積がないことから、放射線医学総合研究所などの専門機関から、子供に対する検査項目などの指導助言をいただきながら、できる限りの検査を実施してまいりたいと考えております。

検査の実施時期についてでありますと、検査機関の日程調整がつき次第、周知してまいりたいと考えておりますと、8月の下旬あたりから順次、避難所や福島市内の施設等を利用して集団健診の形で実施してまいりたいと考えております。

次に、2項目目の避難支援について、3点ご質問がありますが、1点目の弱者がいる家庭が家族そろって暮らせるようにすること、第2点目の避難後も公平な支援ができるようになすべきであるとのことでございますが、関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

まず、1点目の弱者がいる家庭が家族そろって暮らせるようにすること、必要があれば施設、病院など対応すべきであるということについては、介護などの援護が必要な方については、家族の方からの相談に応じ、施設入所の調整、避難先での介護サービス利用調整など、家族で面倒を見ることができるか不安を抱えている方にできる限りの対応をしていけるところであります。避難に当たって、介護者も含め家族全員が避難できる適当な部屋が確保できない状況もありますが、できる限り同じ並びに家族が住めるように避難班と調整を行い配慮しているところであります。

また、施設を退所して在宅復帰する際の部屋を考え、2次避難先の調整をしております。今後、仮設住宅における集会所兼介護拠点施設の設置など、介護サービスや交流機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の避難に伴って家族がばらばらになった後も公平な支援ができるようになすべきであるとのことについては、今まで一緒に住んでいた家族がばらばらになるという事態に対し、本当に心が痛み、残念でなりません。議員おただしのように、避難によって受けられる支援が受けられなくなるようなことは、あってはならないものと思います。6月3日の議会災害特別委員会でもご説明いたしましたように、制度的なことはほとんど残し、今回の補正予算においてもどうしても対応できないものの減額補正をいたしたところでございます。減額した中でも、今後、避難の状況により検討を加え、実施できるものは実施してまいりたいと考えております。

また、避難先でも避難前と同様なサービスを受けられるよう、関係機関、関係自治体と調整をしているところでもあります。

今後も、村で受けられていた支援が受けられるよう、住民実態の把握や情報伝達の方法、相談体制の充実など、対策を講じてまいりたいと考えております。以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、2の避難支援についての3点目についてお答えいたします。

まずは、避難支援の村民の生活保障についてでありますと、さきの松下議員のご質問に対する答弁と繰り返しになりますが、原子力災害により収入を断たれた方や職を失った方

につきましては、村からの見舞金や日本赤十字社及び福島県からの義援金、一般世帯に対する東京電力の仮払いなどを活用いただくとともに、農業や自営業などで損害をこうむつた方に対しましては東京電力から補償金の仮払いが行われておりますので、当面これからを活用いただきたいと考えているところでございます。今後、引き続き補償に関する指針が隨時示されると思いますので、今後の賠償・補償に漏れる方がないように、村としましても支援を行ってまいりたいと思っております。

また、緊急雇用創出基金事業により約6億5,000万円の予算を確保していいたてまるごと見守り隊事業に取り組んでおりますので、あわせて活用いただければと考えております。

次に、避難支援での人間らしい生活をさせるための施策についてですが、避難先が体育館などの集団避難では精神的苦痛や負担が大きいとして、ある程度家族ごとのプライバシーが保てる温泉や保養施設、ホテルなどを1次避難先として確保し、入居を進めてきたところでございます。また、避難に当たりましては、乳幼児、妊産婦、放射線濃度の高い地区など、健康に配慮した優先順位をつけながら行ってきたところでございます。今後は、仮設住宅、県借り上げ住宅などの2次避難先へのスムーズな避難を進めてまいりたいと考えているところです。また、村として避難後も避難先において健康で安心して暮らせるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、3、損害賠償についてお答えいたします。

佐藤議員もご存じのように、現在、農業につきましてはJAを中心に取りまとめを行い、5月から被害額について請求を行っており、商工業につきましても、5月までの損害について仮払い申請の受け付けを6月1日から始めており、商工会を中心に手続の支援を行っております。

村が納税相談のようにマニュアルをつくり取りまとめを行うべきとのご提案ですが、農協、商工会等の団体等に属さない方々につきましては、どのように手続をしたらいいのか、どのような様式を使えばいいのかなど、不安を感じている方々もおりますのも承知をしているところでございます。個人で賠償を請求するに当たっては、さまざまな事案が生じることが予想され、個々の事案ごとに応していくことになるのかというふうに思われますので、今後、弁護士を通して、村民を初め職員も対象としまして、賠償の請求の流れや仕方などの学習会、相談会等を開催し、賠償請求への支援をしてまいりたいと考えております。

また、賠償請求に必要な資料につきましても、関係機関と連携を図りながら提供を行うとともに、あらかじめ想定される個々の事案が賠償基準から漏れることのないよう、原子力損害賠償紛争審査会に要望、提案を行い、完全補償につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 1点目について、3月19、20日、鹿沼市への避難、その後の乳幼児、妊産婦の福島市への避難という報告がありましたけれども、線量が高い地区での避難人数、実態は、どのようになっているのか。

村長（菅野典雄君） 先ほどの答弁でもお話をさせていただきましたが、鹿沼市には500人でありましたが、村民は約350人でございます。あとは、ほかからの避難民の方も一緒に総

勢500と、約のお話であります。

それから、乳幼児については、多分10組くらいでなかつたかなと思っております。乳幼児、妊産婦ですね。その後、ささっと行っておりますので、後ほど、もし数字がわかつていれば、担当の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それから、やすらぎ等に来ていただいた人数は、今整理をしておりまして、後でお答えをさせていただきます。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 既に年間20ミリシーベルトを超えている地区においての、特に乳幼児、妊産婦の方々の残っていた方の人数が非常に私心配をしているところなので聞いておりますけれども、さらには3月15日の上昇ということで、最大値の報告がありましたけれども、上昇前の想定される数値というのは、どのくらいに考えているのか。これは専門家やいろいろいろ含めて、どういうふうにとらえているのか。さらには、3月21日の全国的な雨の中で、東京なり千葉なり広く反映された放射線の降下ですけれども、その辺での飯館村においての線量値はどうだったのか、伺うものであります。 ()

副村長(門馬伸市君) 3月15日に上昇、前の数値はということでありますけれども、前の数値については、どちら方に示されていませんので、わかりません。それから、21日の全国的な雨の部分も示されておりませんので、わかりません。一貫して言えることは、文科省が後出しなんです、いつも後出しです。事前に村だけでなくて県にも通知をしないで、ほとんど今まで土壤の件、水の件、大気の件、いずれもそんな形で出されていまして、再三、抗議をしております。しかし、直りません。ですので、後になって、1ヶ月も過ぎてから指標が新聞とかなんかで発表されました。この前も大倉地区で20ミリという話が新聞に載りましたけれども、大倉は一番低いはずなのに何であるのかと思いましたらば、木戸木なんです。そういう形で、私たちがわからないままに発表されますので、私たちだけでなく村民の人はなおさら……、国を信じなくなると言っては失礼なんですけれども、出せばいいという問題ではなくて、出した後どうなるかというのをきちんと現場の方をよく把握をしていないために、自分の責任はそれで済むかもしれません、発表すれば終わりと。ただし、私の方は、1ヶ月後とか1ヶ月半も過ぎてからだとそういうふうに数値を出されても、どうしようもないんです。ですから、私は文科省に対する不信感は非常にありますが、報道する場合については事前にお知らせもしていただきたいし、その後の対策もきちんと国の方で考えていただかないと、現場では困ります。ですので、今までそういう形で抗議はしてきましたが、今回もそういうことで、わからないままに発表にされているのが実態なので、言ってもだめかもしませんが要請はしていきたいと思いますが、今申し上げたように、わかりません。 ()

10番(佐藤八郎君) 答弁の中で、村内では3月15日の午後から大気中の放射線量が上昇し、午後6時時点で最大値44.7ということです。だから、その前のことは、上昇したということは、もっと低い値があつて上昇したというふうに書かれているんでしょうから、聞いているんですけども、わからないと。21日はわかるでしょう。

副村長(門馬伸市君) 3月15日の前の分は、私たちに来ていません。文章の書き方がちょっとまづかったかもしれませんけれども、以前が低くて上昇したというふうにとられたがちの

文章になっているかもしれませんけれども、その前のは報道がなかつたので、わからないです。

21の方については、私この時点ではわかりませんので、後で確認したいと思います。

10番（佐藤八郎君）あと、多くの村民の声を聞く中で、先ほどいろいろな先生方が講演されたというお話で、放射能の安全性といいますか、正しく怖がればいいんだというような講演、いろいろありましたけれども、その講演が終わって間もなく避難指示となつたために、村民の中では、あの講演をした先生方の話は何だったのかと。実際は避難するほど大変な地域でなかつたのかと。何での先生方は安心・安全な体に影響のないものだという講演をしたんだと。そういう村民の不安と、不思議だったという声が多いんですけども、その辺はどういう感じでありますか。

副村長（門馬伸市君）県の健康リスクアドバイザーの2人の先生に何回か講演もしてもらいましたし、放射線量の高いところに行っても相談を受けました。それで、先生は、医学的な見地からですが、今の値では健康には直ちに影響はしないからという話がありました。放射線の方の立場とはまた別なんですね、先生の場合は。放射線は放射線で別な形の科学的な根拠に基づいて、国の方では今20ミリシーベルトを出していますけれども、先生の場合は医学的な見地から今の値では、その当時ですよ、その当時の値では健康には影響ないという話をされましたので、放射線の方の科学的な分析とはまた異なるかなというふうに思います。ですので、何言ってんだという話のようありますけれども、医学的な見地からは心配ないという講演会の内容でもありますし、地区の相談会に行ったときも、その旨の話は医学的な見地からということあります。

10番（佐藤八郎君）私も医学者なり医師なりいっぱい放射線の関心ある方を知っていますけれども、今副村長が言うようなことではないんです。だから、危険なものは危険、きちんと伝えるべきだし、影響がない、影響がないと言いながらも、国は医学者なり科学者なり多くの知識人のご意見なり研究を見た上で、ここで暮らすことは危険だから避難しないと、急に避難はできないので、計画的にしなさいという指示をしたんですから、今の副村長の答弁だと医学者と科学者の違いだ、みたいな話ですけれども、そういうことで村民にこの講演会を聞いていただいたんですか。

副村長（門馬伸市君）誤解されると困りますけれども、平均的な話であります、子供さんとか妊産婦さんとかは、やはり健康のリスクがあるので、それは早く避難をさせた方がいいですよという話も、これは講演会を聞いていらっしゃる方はおわかりだと思います。あとは、放射線量の高い地区、そういうところも早く避難した方がいいということ。全く安全だという話ではなくて、そういう話がありました。ですから、医学者の中でも見解が非常に分かれているんです。ですから、私たちは、どの値が安全なのかというのがわかりません。科学者、医学者の中でも、どの値が安全なんだというのがはっきりとは示していません。できるだけ少なければ安全だというのはわかりますけれども、20が安全なのか危険なのか、50が安全なのか危険なのか、それは見解も分かれますし、私たちもわかりません。ただ、国の方から年間20ミリを超えるおそれがあるということで今回全村計画的避難になりましたけれども、それは一定の基準であって、医学者、科学者の中でも見解が今でも分か

れているようですけれども。低ければいいというのは私もわかります、素人でもわかりますけれども、そういうことなので、だれでも健康で安心だというわけではなくて、リスクのある人もいますので、その方は速やかに避難をという話で、講演会の先生の話もそういうことありました。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休議します。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後 1時11分）

10番（佐藤八郎君） 午前中に副村長から20、50、どこが安全か、いろいろな学者やいろいろな方によって見解が分かれるというお話がございましたけれども、見解が分かれたときに村はどちらを村民のために選んで、その方向で進むのか、お示しを願いたい。

副村長（門馬伸市君） 私らは、それぞれ研究機関とか大学の方からとかいろいろな話は受けますけれども、行政機関でありますので、国の指示に従うというのが基本だと思います。

10番（佐藤八郎君） それでは、先ほど体内被曝検査のことでありましたけれども、そのほかで体内被曝、健康状況を調べる方法なり、何か施策は考えているのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほどの答弁の中でも話しましたように、専門でないのでわかりませんけれども、血液の今までの一般的な検査項目にさらに加えることによって、かなり体内の変化がどういうふうになっているかというのがわかるということですので、そういうのを取り入れていきたい、このように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） 弱者がいる家庭なり、あとはこの間において介護度が上がったりという部分でいろいろあろうかと思いますが、その部分での対応はきちんとなされる体制になっているのかどうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 介護度が上がったとかという形なんですが、実はこの震災後、かなりの新規の認定者が出てきております。約60名ほど新しく出てきております。この方々に対しては、審査会を通して、今認定中であります。あと、相談として施設に入りたいといった方が約61名ほどいらっしゃいました。こちらの方については、入院という方が6名になりましたし、施設入所が48人という形になっております。あと、現在施設入所調整中が4名ほどという形。あと、1次に行った方、2次に行った方がおのの1名で、1名在宅に残っていらっしゃいますが、この方については直接2次に入りたいという希望があるというところまでつかんでおりまして、一応相談があった方については対応しているという形になっております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 避難の仕方が、村長も答弁しているように、国の発表なり、そういうやり方のせいもあるあるのでしょうかけれども、結果的には大変家族が壊れるような状況に、ばらばらになったわけです。そういう中で、支援もしたがってばらばらになっているんです。県外の方、県内でも住宅の避難場所の選び方によったり、いろいろでばらばらになっているんですけども、その辺では実態はどういうふうにつかんで対応していくとして

いるのか。

村長（菅野典雄君） 1,700幾つの世帯が2,400かその辺に行く、こういうことありますから、ある意味ではばらばらにという言葉が当てはまるかもしれません、当然今までの生活と違う中の生活をすることになりますと、それぞれの家庭でいろいろな条件が加味されてきますから、戸数がふえるというのはやむを得ないだろうと思います。そのふえる段階で、飯館村はもうほとんどの人としっかり面識をして、場合によっては2回、3回、4回と面識をして、それなりの要望にできるだけ沿うような形を毎日夜遅くまで七、八人のスタッフでやっておりますので、確かに言葉としては家庭がばらばらになったということではありますけれども、少なくとも村民の一人一人の気持ちを最大限聞かせていただいて、100点とはいきませんけれども、要望にできるだけ近づける努力を村としてはやったと、こういうふうに思っていますので、そういう意味で、村としての避難生活はどこにも負けないと言いますか、自信を持って精いっぱいやったというふうに言えるのではないかと、このように思っております。

○ 10番（佐藤八郎君） 計画的避難区域ですから、津波や原発地域の方々の避難とは違った意味で、今村長言われた部分では、そのことと比べれば、やられたというふうに思うんですけれども、それにしても、全体的に生活費なり食費なり、いろいろな部分においてばらばらであるというふうに村民自身それぞの立場で考えているようですけれども、そういう部分では、きちんと実態をつかんで、今まで支出なかつたものが支出あるようになる方がかなりいるわけですので、そういう部分でも村としてきちんと公平性を図る支援をするべきではないかと思うんですけれども。

○ 村長（菅野典雄君） このような形で、1家族だったのが2家族であったり3家族ということになりますから、特にそういうところには、それぞれ経済的負担、精神的苦痛とか、いろいろなものが出てくる、こういうことでありますので、それに対するフォローというのが、すべてできるわけではありませんけれども、精いっぱい村としても対応していかなければならない、このように思っております。ですから、そういう中で、新しいコミュニティーをどういうふうにつくっていくか。最新のやり方もあるでしょうし、全く今まででは考えられなかつた単純な方法でのつながりをつくるというのもあるでしょうし、いろいろ今内部的には、ばらばらになつたところをつないでいく検討をしているところであります。

なお、経済的に生活にということになると、なかなかこれはそう簡単ではないなど、こんなふうに思っています。ですから、この前、損害賠償の委員会に出たときに、国が言るのは、体育館の避難が一番補償が高くて、アパートに入ったのが一番低い、こういう言い方に対して、冗談ではないでしょうと。少なくとも、今言ったように家庭が二つ、三つに分かれて暮らさなければならないということだって起きるんだから、そこでの差を大幅につけるなんていうのはもってのほかだと、こういうお話をしてきたところであります。どれだけわかつていただいたか。4段階を3段階にしたようですから、幾らかはわかつていただいたと思っていますが、そういう意味で、経済的には大変なところをどうしていくか。すべて行政ができるわけではありませんけれども、それぞれ生活の糧が少しでも得られるようなことを考えていかなければならぬ、こんなふうに思っているところであります

す。

10番（佐藤八郎君） 今後、希望によっては家族一緒の住居を避難先として確保していく考えはあるのか。というのは、今まで若い人たちが先行して避難して、じいちゃん、ばあちゃんが別なものになっていくという流れです。それを、6万円の住居費が9万円になったことで一軒家を借りて、今度はもとの家族が一緒に暮らせるという状況が県政の中で生まれたわけですけれども、村はその方向で進めるのかどうか。

村長（菅野典雄君） それぞれ避難先を探すのに、職員ともども必至になって探してきたわけあります。あと個人的に、今ご質問があったように、二つ、三つに分かれていた方が一軒家を借りて住むことができる、みんなで「どうだろう」「いいね」という話になったとすれば、事としては可能だと思いますが、今の制度の中でそれができるのかどうか、2次避難までしたものが、さらにもう一度同じスタイルで2次避難ということができるのかどうか、今ここで簡単には言えませんので、家族がまとまる、これが大切なんだということを理解していただいて、許可がもらえるのかどうかはこれから県との話し合いになるのではないかと思っていますが、なかなか難しいところもあるのかなという気はしますが、今そういうケースはどうなんだという話がありましたから、これから県にその辺の話はしてみたいと思っております。（）

10番（佐藤八郎君） ある方が窓口においてになって、3月の部分では今後国保税なり介護保険の納入負担について、こういう状況になったので、減免やら、あとは納入の方法なり、そういうものが具体的に村民は心配していると、避難しながらも。そういう部分で、きちんとわかりやすく、減免できるものはできる、免除は免除、きちんと事細かく、わかりやすく周知をすべきだという声があります。そのことについては、どうするのか。

さらには、生活保護、先ほども答弁の中でもありましたけれども、件数が大変福島県はふえています。それは原発においての生活そっくりの避難という部分も加わって。ところが、先ほど、12時過ぎのNHKのテレビによると、南相馬市が断然、今度の義援金、東京電力の支給を受けたことで、保護を打ち切っているという報道がありましたけれども、先日早々、福祉事務所に私ども、飯館の保護者なり双葉郡の保護者の実態調査と交渉した結果、飯館村においては、6月においては、保護打ち切りにはならなかっただんすけれども、今後、扶助費を減らすとか全体的にきょうのニュースで報道された生活保護廃止決定をするとか、そういう動きに対してはどのように考え、対応されるようにしているのか、伺うものであります。（）

健康福祉課長（菅野司郎君） まず最初に、国保税の減免とかそういう方についてであります、今のところ案で示されているのは、飯館村は全域計画的避難区域だということで、23年度については全額減免になる予定というふうになっています。今のところ、国の方の案であります。正式にはまだ通知が来ておりませんので何とも言えないんですが、それが来ましたらば、当然これからの臨時議会なり何なりで条例の改正という形が出てきますので、その中で決まったことをお知らせしていくような形になると思います。

それと、生活保護の件であります。こちらの方は、東京電力の仮払金、1人ですと75万円、世帯ですと100万円という形になります。それと義援金、国と県の分の40万円と、あ

と村から出でていた見舞金の3万円という形で、それが収入認定になるかどうかということだと思います。今のところ、南相馬市ではそれを収入認定して外したという形だと思っております。ただ、きょう今まで、飯館村の生活保護者が打ち切られたというような連絡は入っておりません。ですので、今後どういうふうになるか、県と調整していきたいと思っております。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） 合同庁舎で相双福祉事務所との話では、自力更生書にきちんと書き込んで出していただければ、その方向で直接廃止にしないという部分も話があつたんですけれども、所得税法からすれば、生活保護者以外の方々が来年の申告で収入として上げて所得申告する必要はないという収入なのに、生活保護者だから収入認定する、そして廃止するというのは、全くおかしな話でありますし、憲法25条の理念から言っても間違った方向だと私も考えるし。まして、東京電力のものは仮払い、最終的に精算したときには戻す、返していただくというふうに東京電力は言っていますので、そういうものが既に収入認定だなんていいう、そういうやり方も全くおかしいやり方。その部分も十分に県なり国に伝えながら、そういうことをしないようにすべきだと思うんですけれども。

○ 村長（菅野典雄君） いろいろ制度はあるんだろうというふうに思いますが、当然、今までの生活とは違った避難生活を強いられるわけでありますから、いろいろな面で大変なわけでありますので、そこで収入が上がったから生活保護を打ち切る、こういうのはまさに心のない政治と言わざるを得ないだろうと思います。ですから、そういうのを決定する機関にしっかりと村としても言っていくことも必要だろうと思いますので、もうちょっと私、内容的に担当の方からよく聞いて、今後の対応をしたいと思っております。

○ 10番（佐藤八郎君） 損害賠償について、先ほどJA、商工会、直売所、そういう組織的な部分についての損害賠償請求は進んでいるかのようなお話をされども、村内には森林事業者、さらには山菜やキノコを販売していた方々など、その他、組織から漏れる部分での損害を受けている村民があるんですけども、その部分についてはどのように今後まとめ上げて、飯館村に暮らす村民はこのくらいの損害があるんだというふうにしていくつもりなのか、伺うものであります。

○ 副村長（門馬伸市君） 国の方の1次指針は出ました。2次指針も、風評被害と精神的な損害の部分、もはや出るのかな。その段階では、具体的に決まったものもあります、牛の基準みたいなものとか酪農家の生乳の方とか、決まっている部分もありますけれども、ほとんどこれからなんです。二つの方法があると思うんですけども、一つは、弁護士さんを通じて請求していく方法と、もう一つは、東京電力の仮払いの終わった世帯については、情報、世帯ごとの家族の構成とか年齢とかすべて入っています、細かい補償の基準が出ましたら、東京電力の方では、各仮払いを行った世帯については請求書を送付するそうです。その請求書に基づいて、農業をやっている、自営業をやっている、あるいは子供さんの中では大学に行っているとか、乳幼児とか、そういう個別ごとに基準に基づいて請求をするようになるんだそうです。それで、請求書の基準額が示されれば、単純に計算をして、それで請求をして振込になる、こういうシステムが一つ。それから、弁護士さんの方でも、とにかく基準が示されない中で請求をするのは訴訟しかない、裁判するしかない、こうい

うことなんです。それはお金もかかるし、補償がどれだけ出るかわからないので、指針が示された段階で請求した方がいいでしょうという話です。ただ、急ぐ場合、あるいは補償の金額が多額にのぼる場合は、そういう訴訟の方法も一つの方法ではあると思いますけれども、できるだけ国の紛争審査会の指針に基づいて示された基準額で請求をした方がいいでしょうという話なんですが、これも基準ですから、私は紛争審査会の基準では納得できないということになれば、最終的には示談が成立しないわけなので、それはまた別な形の訴訟になるかもしれませんけれども、とる方法は二つがあると。ただ、一般的には、基準を早く出してもらう、紛争審査会の方にできるだけ早く基準を示してくれと、こういう要望をして、早く仮払い請求をしてお金を補償してもらうという方法をとった方がいいんじゃないでしょうかという弁護士さんのお話がありました。

いずれにしても、遅いです、指針。細かい指針が出ませんので。とにかく2次指針では期待できないので、今度の3次指針ではないかという話なんです。3次指針になりますと秋です。そうしますと、ますます補償の給付がおくれる、賠償の給付がおくれるということになりますので、村としては、できるだけ紛争審査会の方にさっきの2回目の仮払いの話もしましたけれども、それはそれとして、賠償の方の基準、3次指針と言うんでしょうか、その辺を早く出してもらって早く精算をしてもらいたい、こういうことかなというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） どうも一般村民全体、農協とか商工会の中でそれなりの事業をやっている方はいろいろやられてあれですけれども、全体的には村が我々の損害賠償をどういうふうにまとめて、どういうふうにやろうとしているんだべ、どういう流れでいくんだべ、いつごろどういうふうになるんだべ、というのが村民の今の不安です。それにきちんと答えるべきだと思うんです。今副村長の言った答弁の中身でも結構ですけれども、そういう流れで行って、今のところ村ではこういうことをやって、窓口をこういうふうに設けていますから相談に来てくださいとか、そういうふうにきちんと皆さんのが不安がっていることにどんどん答えていくという姿勢が大事だというふうに思うんですけども、その点はどうですか。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。ですので、今顧問弁護士さんも週1回来て相談に乗っていただいていますし。歯がゆいのは、今申し上げましたように、具体的に請求ができない状況だということなんです。ですから、その辺、具体的に請求できるように、指針、基準を早く決めてもらうことが大切なのかなというふうに思っています。確かに情報不足もありますから、できるだけ村の把握している情報は村民の皆さんに開示をしていきたい、こんなふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 避難者が仮設なりに行けば、ある程度地区村民がコミュニティーがとれる人数になっていくのかもわかりませんけれども、いろいろな地域に避難者がばらばらになっていますので、その避難先の避難地域の方々とのコミュニティーをどういうふうにやっていくのか。

先日、飯野の方のある行事に佐須の虎捕太鼓が参加して、一つのコミュニティーの場がとられて、大変飯野町との中では連帯感が生まれたのかなと思っていますけれども、そ

いうことが今後いろいろな地域、梁川にしろ伊達にしろ、ある一定の部分でのコミュニティーの場というもの。あと、先ほど窓口においてになった方、じいちゃんが毎日やることなくてという部分もあるので、そういう人たちが、今までの老人会活動が、どこに行っても老人会の中に加入させていただいて、そちらで老人会活動とか。先ほど村長からあった、避難所の近くに遊休地を借りて野菜つくりとか花つくりをやるとか。そういう部分も含めて、地域なりその場所での意欲を持たせることが今後非常に重要になってくるのではないか。そういう部分では、具体的にはどういう方向で考えているのか、伺うものであります。

○ 総務課長（中井田 栄君） 先ほどご質問にもお答えしておりますけれども、避難先での新しいコミュニティーづくりということで、避難先での新しい支援策を現在考えているわけでありますけれども、ばらばらで避難している世帯について、お知らせ版等で、ダイレクトメールで、今回考えております支援策をお知らせするとともに、仮設住宅、あと2次避難先、職員が出向いて、その支援策を説明し、そしてそこでの組織を立ち上げていただいて、そして順次、10世帯以上という一つの条件もつけさせていただきましたけれども、そういう形でコミュニティーの形成をしていただく。

あと、ばらばらになっているところについては、PTAとか子供育成会とか、今ほどご質問のあった老人会、そういうふうな団体でも結構だと思いますけれども、とにかく10世帯以上集まる中で、そして自主的に活動していただく内容について支援をしていくような形で進めていきたいと考えております。（「終わります」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

○ 散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時42分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年6月16日

飯館村議会議長 佐藤長平

飯館村議会副議長 志賀貞義

〃 会議録署名議員 松下泰喜

〃 会議録署名議員 飯庭善雄

〃 会議録署名議員 北原 経

平成23年6月21日

平成23年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）



平成23年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成23年6月14日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成23年6月21日 午前10時01分				
	閉会	平成23年6月21日 午前10時13分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
	署名議員	4番 伊東利	5番 北山文子	6番 佐野幸正		
	職務出席者	事務局長 俎野誠	書記 菅野久子	書記 今井一起		
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○出席	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農委會長	菅野宗夫	○	農委局長	高橋一清	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○
	議事日程	別紙のとおり				
	事件	別紙のとおり				
	会議の経過	別紙のとおり				

平成23年6月21日(火)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 5号 飯館村議會議場を飯野出張所に移転することについて
- 日程第 3 議案第45号 平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第46号 平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第47号 飯館村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況でありますが、6月16日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

○ 次に、会期中の議長公務及び議員派遣であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

○ ◎日程第2、発議第5号 飯館村議会議場を飯野出張所に移転することについて

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第5号「飯館村議会議場を飯野出張所に移転することについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました発議第5号について、朗読をもってご提案にかえさせていただきます。

○ 飯館村議会議場を飯野出張所に移転することについて。

我が村は、東京電力第一原子力発電所事故災害によって平成23年4月22日に計画的避難区域に指定され、既に多くの村民が川俣町を始めとし、遠くは海外まで避難をしている現状にあります。本議場も当分の間、飯野出張所に移設し開催することとするが、原発事故が収束し、一日も早く復興して帰村し、この議場において再び議論できることを望むものである。よって、さきの臨時議会において飯野出張所を設置したことに伴い、議場を当分の間、飯野出張所に移転し開催することとする。移転の時期は、6月22日以降の議会活動からとする。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号「飯館村議会議場を飯野出張所に移転することについて」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「飯館村議会議場を飯野出張所に移転することについて」は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第45号 平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第3、議案第45号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第46号 平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第46号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第47号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第47号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「飯館村税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第48号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第48号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第49号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第49号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、閉会中の継続審査について

議長（佐藤長平君） 日程第8、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第9、閉会中の所管事務調査について

議長（佐藤長平君） 日程第9、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、村立幼稚園、小学校、中学校並びに相馬農業高等学校飯館校における現況調査について、次に産業厚生常任委員会から、避難所及び避難者の実態調査並びに飯館クリニックの医療体制と運営について、現地調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第6回飯館村議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

（午前10時13分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年6月21日

飯館村議會議長

佐藤長平

"

会議録署名議員

伊東利

"

会議録署名議員

北山文子

"

会議録署名議員

佐野章正

()

()